

平成 26 年 10 月 28 日

◎土森委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会をいたします。 （9 時 59 分開会）

御報告いたします。池脇委員から、所用のため午前中の委員会を欠席したい旨の届け出があつております。

本日の委員会は、昨日に引き続きまして、「平成 25 年度一般会計及び特別会計の決算審査について」であります。

お諮りいたします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なし）

◎土森委員長 御異議ないものと認めます。

《総務部》

◎土森委員長 それでは、総務部について行います。

初めに、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

（総括説明）

◎土森委員長 続きまして、各課の説明を求めます。

〈秘書課〉

◎土森委員長 最初に、秘書課について行います。

（執行部の説明）

◎土森委員長 それでは、質疑を行います。

（な し）

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、秘書課を終わります。

〈政策企画課〉

◎土森委員長 次に、政策企画課について行います。

（執行部の説明）

◎土森委員長 質疑を行います。

◎横山委員 知事が国への政策提言に出張されているというテレビ報道等もありまして、大変心強く思うところですが、結果として、非常に効果があらわれているんじゃないかと思いますが、特に去年度は南海地震対策等の法律が定まったということもあろうと思います。それで、国への政策活動等について、総括としてどういう状況なのか、説明をいただけますか。

◎竹崎政策企画課長 例えば、知事のほうは平成 25 年度で申しますと、37 項目にわたって平成 26 年度の国の政策に関する提言をさせていただいております。その中では、先ほど

も少し御説明をさせていただきましたけれども、南海トラフ特別措置法の成立につながったり、少子化対策の交付金の創設につながったりということで、全国知事会のプロジェクトチームのリーダーという部分もございますけれども、地方の声をいろいろな県の意見も集約しながら伝えていくといった側面が、まず1点あるかと思っております。あわせて、県の独自の政策提言の部分についてもさまざまな、例えばCLTの取り組みの推進であったり、それは引き続き今年度もやっておりますけれども、昨年度も精力的に知事が国に伺っております。そういった部分でも一定成果等はあらわれてきておると。加えて8の字ネットワーク、そういったインフラストラクチャーの面におきましても、成果はあらわれていると受けとめております。

◎横山委員 県民から見たら、すごい大活躍されているということで、本当に知事のおかげで高知県が発展しているという思いもしますので、そこらあたり十分健康等にも気をつけられる中で、政策提言等についても活動されるようお願いをしておきたいと思えます。

それで具体的に1件。ふるさと納税ですが、1,700万円ぐらいですか。これは全国と比較してどうなのか。最近、金額的にちょっと少ないなと私自身の感じとして思うんですが、全国の都道府県、各市町村も結構いろいろな形の知恵を出す中で、このふるさと納税には取り組んでおられますので、そこらあたりどう感じておりますか。

◎竹崎政策企画課長 全国的な順位で申し上げますと、平成25年度分、市町村の分は入っておりません。47都道府県分だけになりますけれども、まず、金額で言いますと、全国で上から15番目です。金額は大口で寄附される方もあり年度で差もございますので、寄附件数はカウントしているんですけれども、先ほど申し上げました499件で、上から13番目です。ふるさと寄附金自体、平成20年度から始まっておりますけれども、この件数で言いますと、大体10番前後で平成20年度から推移をしている状況です。

◎横山委員 報告受ける中で順位としてはそんなもんかなという思いもするんですが、先ほどの事業費の中で、ふるさと納税についてのPR、それから記念品という話もあったんですが、記念品等々について、結構各都道府県、最近は何か工夫をしているという話。県の一番の特産品の高額なものを記念品として送られているわけですが、そこらあたりの取り組みはどうで、平成25年度はどうで、どのように考えられているのか。

◎竹崎政策企画課長 まず、高知県の場合の記念品のお話ですけれども、平成20年度の制度当初から、5,000円以上の御寄附をいただいた方に対して記念品を進呈しております。大体1,000円相当です。平成25年度から、それまでは県のほうで県産品を決めて贈っていたんですけれども、複数の県産品から選択いただく制度にしました。品数につきましても、平成25年10月までは10品でして、平成25年11月から平成26年5月までは16品。現在はその16品をまだふやしまして、20品から選択をしていただくことにしております。加えて、平成26年度からは、寄附金額に応じて、記念品を複数選択していただく形にしてお

ります。2万円以上であれば2品、10万円以上であれば20品の中から3品という形で、少しずつ記念品も充実はさせているつもりですけれども、先ほど、委員からお話もありましたとおり、新聞紙上等々を見ますと、寄附金額に対して還元率といいますか、非常に高額な記念品の進呈をしている県とか市町村があるということもお伺いをしています。さらに、これも新聞情報、まだ確定しておりませんが、来年度あたりから、ふるさと納税の寄附の制度が拡充されるといった情報もございますので、県としても、来年度の予算編成をさせていただく中で、こういった形であれば寄附も集まり、ただ一方でこれは寄附制度ですから、余り本来の納税の始まった趣旨と逸脱するとどうなのかなという部分もございますから、そのバランスも少しとりながら、加えて県内の各市町村においてもさまざまな県産品、高知市で言いますと、タタキを記念品として配っているという部分もございますので、市町村との関係もやはりあるのかなと思っておりますので、多面的に検討させていただいて、来年度どうするかということをご意見を伺いたしたいと思います。

◎**横山委員** 県産品、記念品というのは、やっぱり高知県を知っていただくということになろうと思います。できるだけ県外の方々から寄附をいただければ、そのかわりとして記念品を提供することで、極端に言ったら高知県の活性化にもつながろうと思いますし、高知県の知名度のアップ、交流の促進という形になろうと思います。ぜひ、10番と言わず、できればベスト5ぐらいになるような取り組みということで、お願いをして終わりたいと思います。

◎**金子委員** 歴史の道総合計画ですね。文化財の史跡調査等を踏まえた、四国管内の総合的な調査だと思いますけれども、こういう調査を踏まえて、四国遍路道の世界遺産への登録ですね。今後の取り組みと四国他の3県の足並みといいますか、温度差といいますか、一体的にどう取り組んでいかれるのか、その辺についてお伺いします。

◎**竹崎政策企画課長** 経過から御説明をさせていただきますと、この88カ所霊場と遍路道の世界遺産の登録に向けましては、官民で組織します世界遺産登録推進協議会、この中には4県、加えて関係市町村、それとNPO、霊場会等々が入っている団体ですけれども、昨年度の総会の中で、平成28年度世界遺産暫定一覧表記載を目指して頑張りましょうということが決定されました。世界遺産については、平成19年に4県で共同提案をさせていただいてますけれども、その中で、保護措置をしっかりとやっていきたいと思いますという課題が示されております。それに基づいて、4県におきまして、まずは遍路道と霊場を一体的に史跡指定を目指すということで、その部分では足並みをそろえて現在やっておるところです。ただ、進捗の状況におきましては、若干高知県がおくれている部分がございます、昨年度ようやく歴史の道総合計画を策定して、その中で整備の方針であったり、どういうふう管理をしていくかといった一定の指針を出しております。それに基づいて今度は市町村

のほうで遍路道の調査・測量等々をやっていただいて、史跡を目指していただくという部分です。現在4県の状況で言いますと、高知県はまだ遍路道の史跡指定を受けている場所はありませんけれども、徳島県、香川県におきましては、既に遍路道の史跡指定を受けている部分が複数あるという状況です。

◎金子委員 それから、総務部長にお尋ねしたいですけれども。各部局長、P D C Aサイクルを盛んに用いて、常に見直ししながら進めている。これは大きな政策課題とかについては有効だと思いますけれども、各事務所の隅々までそういうものが働いているかというのを見ますと、必ずしもそうでない。言葉は悪いですけど、現実にあるわけです。その辺をしっかりと事業効果、今年度を振り返って平成27年度にはどう取り組むかという、隅々までぜひ行き渡らせる指導を徹底していただきたいと思いますけれども。

◎小谷総務部長 各部局長において、それぞれの所属のマネジメントをやっていただいております。今、小さい出先機関等について、若干そういう話があるんではという御指摘がありました。確かに、総務部としてもいろんなツールで、例えば、この事務所でこういうことがあったというのは、例えば職員の健康とか、いろんな面で入ってくることがあり、そのときにも各部局長などと積極的に話をすることによって対応していこうということで、今取り組んでおります。各部局任せにするわけではなく、総務部も対応しておりますけれども、今、御指摘いただいたことは、確かに結果を見たときに、そこに対する配慮とか、どうだったのかなという例はないわけではございません。いただいた御意見も踏まえ、肝に銘じて各部局長と話をしていきたいと思っております。

◎金子委員 行政改革プランでまだ3,300人という数値目標を持って圧縮していきますので、全職員がそういう意識を常に共有する体制が望まれます。それに向けて、ぜひ御努力いただきますよう要望しておきます。

◎土森委員長 今のことに関連しますけれども、スリムで元気な体制づくりに取り組んでくれています。随分と効果が上がっていると思いますが、個々に感じて考えて行動する職員となる能力の開発向上という大きな目的を掲げて、これを全面的に表に出してP D C Aサイクルを回していくことは非常に重要だと思います。これの成果は、平成25年度はどういうことで上がっていますか。

◎小谷総務部長 なかなか定量的に成果を御説明するのは難しいところがございます。最初に、横山委員からの御質問で政策提言のお話もありましたけれども、個人的な感想になってしまって申しわけないですけれども、知事が変わって、いろいろなことに取り組みました中で、例えば1つの例でいくと、国へのさまざまな政策提言が大きく変わったと思います。ほかの県と高知県を比べたら、ここはもう高知県がすごく、私が言うのもなんですが、すぐれているのではないかと考えています。最初のころは、いろいろと霞ヶ関、永田町に対する知識が豊富であった知事の指示で職員が一生懸命その指示に基づいて動い

ていたということがあろうかと思えますけども、最近はシステムとして機能するようになってまいりました。また、職員一人一人がそういうシステムになれて、個人の判断で、個人のつながりでさまざまな政策提言とか段取りを組めるようになっていきます。東京事務所の職員の情報収集能力ですとか、働きかけのタイミングに対する提案とかは、本当にこれはもうすばらしいものがあると正直思っています。私自身も向こうにいたときに、高知県に何のゆかりもなかったときですが、あるとき突然高知県の方が来られて、「今はちょうど私のところでこういうことをやっているんじゃないか」と。何でそんなことを知っているんだと思うようなタイミングで話をして帰ったときにも、「そうか、やっぱりちゃんとそういう県のことも考えないといけない」と思って、いろいろその後の作業の参考にさせていただいたというのも事実です。これ一つとってみても、多分そんな細かいことをだれかが指示を出してというわけがないと思います。職員一人一人が、情報収集の中でそういうタイミングを見て取り組んでいた成果ではないかと思っております。システムとして動き出すようになってまいりました。単にシステムに乗っているだけじゃなくて、さらに、想定外のことが起こったときに対応できる職員であるべきだと考えております。大分浸透してまいりましたけれども、単純に研修で伝わるものではないと思います。そういった風土の中で、文化の中で身を置くことによって、自分で考えて、何のためにどれだけ何をしたらいいか、最善を尽くせる職員がふえていくように今後とも努力していきたいと考えております。

◎土森委員長 私自身ずっと職員を見させていただいて、今、部長の説明があったとおりで随分と変わってきたと思います。今後もお一層、その上を目指して頑張ってくださいますように要請をしておきたいと思っております。

以上で、政策企画課を終わります。

〈広報広聴課〉

◎土森委員長 次は、広報広聴課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎金子委員 「さんSUN高知」の配布委託料で、8市町村が契約されていないことですが、新聞折り込みですと、最近高齢者の方なんかは新聞をとらない家庭が随分ふえまして、「さんSUN高知」の声を県民にどう届けるかというのが大きな課題だろうと思います。ぜひ市町村に了解いただいて、それぞれの自治区長とか何とかに直接配布していただくという徹底をすることも必要だろうと思っておりますけれども、その辺について課長のお考えを。

◎中村広報広聴課長 新聞の折り込みをします8市町村で3万3,000部。それから、参考までに申し上げますと、市町村の委託の分で28万4,000部ございますので、全体で世帯

の9割弱ぐらいはお届けできていると認識しております。ただ、1割ぐらいの方については、依然として直接配布はできていない状況がございます。個々に8市町村の状況につきましてもお聞きをしておりますと、広報紙と一緒にお配りするのが、毎月発行していないところが5市町村ございます。あと、3市町村につきましても、お配りする方の高齢化ですとか、負担がふえるということで、なかなか現状ではできないという回答はいただいているところです。引き続きそういった御事情も継続的にお聞きしていきたいと思っております。なお、直接届いていない方につきましては、御希望がございましたら、こちらが直接郵送ということもやっております。また、コンビニですとか市町村役場への備え置きなど、さまざまな形で紙媒体もお届けできるような形を工夫しております。今後もそういったところは充実させていきたいと思っております。

◎金子委員 率にしては9割以上ということですがけれども、送ってくださいという意識の人がほとんどないです。ですから、市町村にぜひお願いしていただいて、今、地域の見守りとか何とかいろんな活動をされております。部落の区長とか役員いろいろおりますので、その人が配ることによって家庭訪問にもなりますので、市町村に協力いただいて、高齢社会を元気に過ごせる社会の一助になる取り組みをぜひお願いしたいと思います。

◎横山委員 県のホームページの話ですが、今回、繰り越しをされたということで、事情は大体わかりますが、経過ですかね。予算をいつつけて、プロポーザルでやって、いつ請負事業を開始したのか。それで、時間が足らなかったのか、それともいろいろな問題が生じて繰り越しになったのか。契約の期限というのは、どんな契約であったとしても守ってもらわないといけないと思うんです。それで、4月1日からのホームページの開始がおくれ5月になったと。1カ月のおくれでどうこうないとは思いますが、そこらあたり、私からしたら1カ月おくれるということは、県民に対して非常に損害を与えるわけですので、やっぱり業者へのペナルティー的なもの、注意でも何でもいいですので、対応がなされたのか、そこらあたりもわからないんです。もうちょっと詳しく教えていただけますか。

◎中村広報広聴課長 このホームページ再構築の委託事業につきましては、平成25年度の当初予算で計上をしておりました。これにつきまして、プロポーザルを経て、徳島県のアイ・ディ・エスという業者と契約しております。契約期間は、平成25年8月30日からです。当初のホームページ再構築につきましては、平成25年度末、その後、平成26年度以降につきましては、債務負担という形で、このホームページの運用保守も含めての契約をしていたところです。平成25年度に行いましたホームページの再構築ですけれども、当初から週1回ペースで関係資料も提出させて、担当者も進捗管理を行っていたと聞いております。そういった形でやってきて、ことしの2月、3月ぐらいに移行作業をやってまいりました。最終的に、3月末に移行作業を終了させる旨で動いていたところ、移行させたところで、例えば写真がゆがんでしまったり、リンクが十分に張れてなかったりといったこ

とが幾つか発見できまして、それを3月末までに復旧させることができないということになりまして、やむを得ず事故繰越という形になったところです。ホームページにつきましては、継続して皆様に情報発信していくことが大事ですので、急遽、平成25年度まで運用しておりました会社に、4月以降につきましても、旧のホームページを継続的に見せるという形で、県民の皆様には御不便をかけない形をとりました。その間にこのアイ・ディ・エスという会社に本当にできるのかということをしかりと確認をして、1カ月ぐらいあればできるということを確認しましたので、その間に、仕上げるようにきっちり計画ももらいまして、その上で5月中旬に一応完了できたところです。先ほど委員がおっしゃいましたペナルティーですが、4月以降、本来であれば新しいシステムになって、その会社が運用する形になるんですけども、4月以降、旧のホームページを運用しましたので、旧のホームページを運用する費用は、広報広聴課の予算で準備しなければならない部分がありましたので、それはアイ・ディ・エス側と別途協議をして負担をさせるようにして、その分63万円余りを今年度に入って納入させております。

◎横山委員 大体そういう経過であろうとは思いますが、プロポーザルで高知県の業者は参加してなかったですか。

◎中村広報広聴課長 プロポーザルへの提案・参加申し込みは、県内2社、県外2社、最初4社ございましたが、このうち、アイ・ディ・エスを除く3社が辞退をして、結果的にこの1社だけがプロポーザルに臨んだということになっております。プロポーザルを辞退した理由について確認しますと、開発期間がかなりタイトであるということ、それと最初の予算の見積もり時からお話しはしていたんですけども、そういった時点から比べますとボリュームがふえているということで、なかなかできないということでの辞退ですとか、自社が持っている既存のソフトを改良する形では技術的にできないとおっしゃったところもございまして、4社のうち3社が結局は辞退したと。この1社だけは持っているソフトを改良することでできますということで、プロポーザルに臨みまして、ここを採択した次第です。

◎横山委員 3社が辞退したということで、辞退した理由等について、期間的にどうかということもあったものかもわからない。そういう中でプロポーザルとして募集をして、年度末という期限の取り組みということでタイトであるということは、最初からプロポーザルを出すまでに、いろんな条件整備はしないといけないわけですので、8月の事業開始、プロポーザルの募集はちょっと遅かったのかなと。仮に6月ぐらいだったらできていたかもわからないし、そういう思いも持つわけです。大事なことは、県全体の請負契約において納期とか工期というのはちゃんと守らないといけない。県との契約というのは県民との約束ですので、その約束を守ってもらうためにはある程度シビアな話し方とか対応もしないと、後々何か事情があって、仮にちょっとぐらいは構わないんじゃないかという意識が

業者間にあると大変困ります。そこら辺は十分注意した中で、いいサイト、ホームページができたんじゃないかと思うんですが、ぜひ、これを有効に活用していただいて、県の活性化につなげていただくよう要望で終わりたいと思います。

◎西内（隆）委員 今、ホームページの話が出ましたね。関連することですけど、特定の端末、特定の環境下で、アクセスできない県のホームページ、サイトがあるんです。技術的な話になるので、ここではなかなかお答えは難しいと思うんですが、ホームページの中でHTTPでつなぐサイトと、HTTPSでつなぐサイトがあるんです。そのセキュアのほうですけど、こちらはクロムとかファイヤーフォックスというブラウザでスマートフォンなんかでつなごうすると、セキュリティー認証の関係で安全じゃないサイトですとはじかれてしまうんです。これは、ホームページの掲載内容上HTTPSじゃないといけないのか。であるならば、それぞれの閲覧者側で設定をこう変えてくださいとか、いろいろ対処しないといけないと思うんですけども、そこら辺、事業者とで現象がどういうときに起きるのか確認してもらって、見れるようにしてもらったらと思いますので、よろしくをお願いします。

◎土森委員長 いきなり専門的なことが出ましたので答えられますか。要望ですけど。

◎中村広報広聴課長 検討させていただきます。

◎塚地委員 知事への手紙ですけども、傾向的に数字的なものと内容的なものとのどういう状態。個々に対応するのも大変じゃないかなと思うんですけど、どういうことをされていますか。

◎中村広報広聴課長 知事への手紙、昨年521件いただいております。メール、直筆、さまざまな形でいただいておりますが、傾向としては、御意見が非常に多く348件ございました。それから、応援ですとか苦情といったものは15件から30件ぐらいです。そのほか御要望が69件でして、それぞれ内容を秘書課でもチェックして、それを我々のほうでも、担当課でもチェックして、直接お答えするべきものは担当課へ回して直接お答えしていただいたり、直接お答えせずに案をつくって、それをまた広報広聴課に回していただいて、それを知事の言葉とともに返すもの。あと、参考送付という形で各課にお送りするだけといったところの振り分けをして、それで対処しております。

◎塚地委員 県民の皆さんからすると、知事への手紙なので、知事がみんな目を通すものだと思っていると思うんですけど、そこはどんな処理をしていますか。

◎中村広報広聴課長 まず秘書課が見てその対応は決めますけれども、すべて知事に目を通していただくという形でお返しはしております。

◎塚地委員 その後の対応策もあわせて知事に上げるんですか。大体こういう御意見が来ましたが、こういう対応策にしますという段階で知事に上げるのか。

◎中村広報広聴課長 まず内容につきまして、秘書課で、これは参考という形で送るのか、

それとも直接対応してもらおうのかというところを決めます。その対応を決めたものは知事に回す形になっております。

◎塚地委員 対応が決まらないものは、知事のもとに行かないものもあるということですか。全部行くのか。

◎中村広報広聴課長 すべて対応は決めますので。

◎塚地委員 わかりました。

それと、12市町村を回られた対話と実行行脚ですか。各市町村で一定成功事例のところの御意見を聞くというパターンも多いんじゃないかという御意見もあって、本当に困っている実態も聞いていただくことが大事じゃないかなという声も参加者から伺ったことがあるんです。そこらあたりの選定はどうですか。

◎中村広報広聴課長 基本的にはこちらがお伺いをする市町村が、どこを視察先として選定するかを決めて、その市町村の御意向に沿ってこちらも参る形になります。そのときに、我々のほうでリクエストしますのは、できるだけ知事が行ったことのないところ、会ったことのない方の御意見をこの際だからお聞きしたいので、そういったところをぜひ入れてくださいということをお願いをしているところです。

◎塚地委員 市町村にしてみると、こうやって頑張っていますよというところを見てもらいたいというバイアスがどうしても働いてしまうと思うので、前は各団体の方々とかにもお会いしていただくパターンもとっていただいていたと思うので、そういうたてりのものも積極的に考えていただいたらと思っております。

◎中村広報広聴課長 委員が今おっしゃったことは、対話と実行座談会だと思いますが、これも年に3回ほどテーマを決めて行っております。個別に回るものと、テーマ的にいろんな分野の方々にお会いして意見交換をするものも、今年度も並行して実施しているところです。

◎加藤副委員長 「さんSUN高知」の印刷の委託料は事務費でよろしかったですか。

◎中村広報広聴課長 印刷は、事務費の中で需用費です。

◎加藤副委員長 「さんSUN高知」の印刷料は、たしか一度高知新聞で取り上げられたことがあったと思います。落札率の問題、業者のことですね。そこを詳しく御説明いただけますか。

◎中村広報広聴課長 入札の経過を御説明させていただきます。平成25年度ですけれども、3回入札を行っております。1回目が、平成25年5月号から8月号の4カ月分で、これは平成25年4月に入札を行いまして、契約金額が997万2,900円で高陽堂印刷が落札しております。参加者は6社ございました。2回目が、平成25年9月号から12月号の4カ月分で、この入札を8月に行っております。このときの契約金額が625万650円で、同じく高陽堂印刷が落札をしておるところです。このときから一般競争入札を開始して、それまで

は全部下請というのを認めておりませんでした。県内に本支店等のあるものに限り、全部下請を認める。つまり、県外で安く輪転機を回せる会社への下請という形で、コストを安く抑えて契約ができる仕組みにしまして、そこからかなり安い金額での入札になっております。3回目が、平成26年1月号から4月号までの4カ月分で、これを平成25年12月に入札をしております。これも、同じく高陽堂印刷が落札してございまして746万250円です。このときの参加は3社でした。以上、こういった形で入札をしているところです。

◎加藤副委員長 事務費で計上しているということですけど、委託料調べには載らないんですか。どういう整理になってるんですか。

◎中村広報広聴課長 委託契約ではございません。印刷発注は需用費になりまして、事務費の計上になっております。

◎小谷総務部長 多分、新聞でござんになったというのは、今の入札の前の段階の時のことだと思います。それまでは結構経費が高くかかっておりました。本県における仕事の中では、部数がかかなり多いものですから、県内の業者がどうしても受けられるところも少なく、予算、予定価格に比べてずっと高い状況で入札がありましたけれども、あるときに一般競争入札に変えたら急に安く落ちるようになりました。それは、先ほど話がありましたけど、工程の一部を県外で、県内業者が持っている機械よりも県外業者が性能がいい輪転機を持ってございまして、早く印刷できると。そっちで印刷をすると、結果的にコストが大幅にダウンすることになります。そこでがくんと下がりました。それから後は見直して、そのことを明示して、本店支店があれば県外でやってもいいことにしようと、入札方法を変えましたけれども、高どまっていたときの状況を、これは業者も決まっておるし、価格も高どまりしているんで、談合ではないかということで、オンブズマンが訴訟とかを起こされました。こちらについては今、裁判中ですので、高どまっているのは事実ですけど、談合云々については、我々も全然わからないところですので、裁判の様子を見ていきたいなと考えております。そのことに関しては、先ほどの話でも県内業者ですべて完結するほうがいいというのがありますけど、一方、機械の性能差で相当コストが下がるということもありましたので、いろいろ議論をして、議会にも御相談した上で、県外での印刷を認めようという方式に変更して、それ以来かなり入札金額は落ちたまま続いておる状況にございます。

◎加藤副委員長 裁判中の業者は、先ほど御説明があった高陽堂印刷ですか。また違った会社ですか。

◎小谷総務部長 高陽堂印刷が入札に入ってくる前の違う会社は、2社でずっと分けあってたのではないかというのがオンブズマンの主張ですけども、実際、33万部をかなり短い期間で印刷してもらおうとなると、能力がある印刷会社が限られてきたのは事実だと思います。談合云々とかいうのは我々全然わからないです。そのあたりは裁判で議論されてお

りますが、「さんSUN高知」33万6,000部の印刷というのは、県内においては大きな仕事であり、どうしてもそういったところは一定限られてきたのではないかと思います。最近落としているのは、県外で印刷するという事で違う会社が競り落としておりますが、その条件をそろえて県外で印刷してもいいですという条件のもとで、今は入札を引き続き行っている。たまたまそれから高陽堂印刷が落としている状況です。

◎加藤副委員長 中村課長の御説明で、仕組みとして委託料調べに上がってこないというのはわかるんですけども、そういう背景もありますので、何かわかるような形で。金額が大きいので、この事務費の中で一括して説明をするというのではなかなか理解ができないと思うんです。報告の仕方として、何か工夫の余地はないですか。

◎土森委員長 もう少しわかりやすい形にしたほうが。見えにくいんですよ。

◎中村広報広聴課長 事務費の中での取り出しというのは、この中では難しいかもしれないんですが、事前にお渡しをさせていただきます調査資料があると思います。そちらのほうを本来でしたらおつくりしたほうがよかったかと思います。今後そういったところは留意したいと思います。

◎土森委員長 ほかにないですね。質疑を終わります。

以上で、広報広聴課を終わります。

〈文書情報課〉

◎土森委員長 次に、文書情報課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎金子委員 1点だけです。この決算の監査委員の指摘に対する意見に対する措置計画で、各部局いろいろ細かいことまであるわけですが、やむを得ん事情もあろうかと思えますけれども、こういうものをわざわざ職員の研修においても徹底を図らないといけない内容ですか。あらゆる措置計画が研修においても、周知徹底に努めますという文言が入っているわけです。こんなことまで研修をやらないといけないのは疑問に感じます。

総務部長が各課へ通達して周知徹底したらいいと思います。

◎小谷総務部長 研修というのは、これのためだけではなくて、例えば、新規採用研修とかでまず公務員のイロハを学ぶときとかに教えるとか、そういうことも含めてです。周知徹底を図るという意味で書いておまして、当然私から別途の通知とかは流しておりますし、企画会議でも説明はしております。

◎金子委員 この文言を読むと、新規採用職員についてはいろんなことを初任者研修ですので必要だと思いますけれど、そんなこと言われなくてもわかっているという職員もいると思うんです。この分だけではなくて、ほかの部局の問題もそうですけれども、周知徹底を図りますでいいものを、わざわざ職員に、どれだけ研修の場で項目があるかわからないで

す。当然、道理上をわきまえて、わかることは、総務部長が文書で徹底してというふうに希望します。

◎土森委員長 こういう指摘を受けること自体が本当に恥ずかしいことです。これは、ないようにするでしょうけれど、いろいろとあったということで、職員が引き締めてもろもろの問題があったということをよく注意してください。

ほかにないですか。

(なし)

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、文書情報課を終わります。

〈法務課〉

◎土森委員長 次に、法務課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎田村委員 法務費、訴訟の関係で、8件というのはどんなものが多いですか。民事事件の。傾向だけでも。

◎次田法務課長 最近の訴訟の傾向としては、監査請求があったもの、例えば、建設談合によります業者への談合に伴う余剰分といいますか、談合によって本来落札がもっと低くなるはずの経費の請求であったり、先ほど広報広聴課から説明がありました広報紙に係る談合案件について、そういう談合があったものについて、県が損失をこうむったはずだからそれを業者に請求しなさいといった、主に監査で取り扱われてたものを訴訟に移すというものが、8件のうちのほとんどとっていい。そういうオンブズマン絡みの案件が多くあります。

◎土森委員長 それだけですか。ほかにはないですか。後ろから資料が来てますけど。

◎次田法務課長 具体的な案件につきましては、訴訟資料がございますので、後でお渡しするようにします。

◎横山委員 訴訟の状況ですが、今、オンブズマンらが県を相手取っていろいろ訴訟してますよね。そこらあたりの動向はどんな具合になっていきますか。ふえているのか、それとも少なくなっているのか、変わらないのか。

◎次田法務課長 状況的に言うと、ふえています。先ほど抜かりましたが、例えば、震災関係の経費を基金に受け入れて県が雇用対策を行った事業について、補助金の目的が震災対策で、雇用した方が実際に震災による失業者ではないんじゃないかということによる補助金の返還であったり、新聞報道等でいろいろ国の制度も含めて、批判というかいろんな御意見が出ると、それに関連してすぐ訴訟が起こされる状況にあるので、少ない時期もあったんですけど、この2年間ぐらいは、いろんな案件が出るたびに何らかの形で訴訟さ

れるという状況で、増加傾向であると思います。

◎横山委員 訴訟結果等について高知県が敗訴するとかという状況はどんなになっていま
すか。

◎次田法務課長 最近は、基本的に負けたことはございません。ただ、敗訴ではないです
けれども、先月、建設談合に伴う返還の関係で、一部業者に対して建設談合に伴う県が請
求した以上の額を請求するよという判決があります。それは、裁判所が独自に計算し
て、一部県に請求漏れがあるので追加して請求するよにと。それも実質的にいうと敗訴
ではなかったので、控訴はしませんでした。

◎土森委員長 ほかにありませんか。

(なし)

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、法務課を終わります。

〈行政管理課〉

◎土森委員長 次に、行政管理課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎田村委員 包括外部監査ですね。内容も含めて、おたくのほうで管理をしているという
ことですか。

◎岡村行政管理課長 さようございます。

◎小谷総務部長 どんなテーマで監査いただくかも含めて、外部監査人にお任せをする仕
組みです。ただ、事務的なところでいろいろな段取りとか日程調整とかはします。委員が
おっしゃった中身を含めてというところ、どういったことかはわかりませんが、外部監査
ですので、当然、外部監査人がテーマの選定とか、いろんなことはもちろん主体的にやっ
ていただいております。

◎田村委員 監査報告書を受けて、各テーマが決められて、各課で対応は、どのような形
でやっているのか。

◎岡村行政管理課長 平成25年度の監査につきましては、ふるさと雇用、それから緊急雇
用の臨時特例基金事業につきまして監査をしていただいたわけですが、包括外部監
査人からは、雇用の確保に一定の成果があったことを認めていただいた上で、国の基金事
業が終了した後で、どういった手だてが求められていくのかといった観点から監査をいた
だいたということで、それにつきまして、商工労働部の雇用労働政策課を中心としまして、
例えば、市町村の事業が多くございますけれども、市町村の計画にしっかりと位置づけを
された事業を選択、選別していくことや、あるいは計画の時点からしっかりと事業目標を
設定していくといったことなどに意を用いていくということです。

◎田村委員 監査を受けて、受けた所管が今年度もこういうことにして、それから来年の予算にはこう生かしますよとか、総括して、公表は余りしないですか。

◎岡村行政管理課長 外部監査結果報告書につきましては、公表しております。各関係部局はもちろんですけれども、全庁的に私ども行政管理課から報告書の内容につきましては周知をしております。雇用労働政策課などの関係課を中心に取り組みに生かしていただくということです。

◎田村委員 内容が非常に厳しいというか、適切な指摘があるので、これをそのまま置いているとは思いませんけれども、政策に有効に生かすことを、ぜひとも強く要請をしておきたいなと思います。

◎岡村行政管理課長 もう一つ事例を申し上げますと、平成 24 年度の外部監査のテーマは、公有財産の維持・管理について実施をしていただきました。それにつきましては、道路や橋梁といったインフラ資産、それから県有の建物の老朽化対策として、点検補修の計画的な実施、それから、事後の保全から予防保全といった観点で。このテーマにつきましては、土木部を中心として、道路ストックの総点検を実施する。そして結果をもとに、必要に応じて長寿命化修繕計画等の策定を進めるといった道路施設の確保に生かしていくことになっております。

◎田村委員 自分たちは内部の監査では経過がわかりますけれども、外部監査については見えないので、実行をしておるとは思うんですけれども、重要な項目であると思いますので、ぜひこれからも内容を生かすようによろしくお願いします。

◎岡村行政管理課長 引き続き努めてまいりたいと思います。

◎横山委員 監査等々の指摘の中で、スクラップ・アンド・ビルド、これは一般的な行政用語かなという思いもするわけですが、平成 25 年度で、特に目立つ組織体制とか、あるいは事務事業等について、どういうスクラップをしたのか。それで平成 26 年度の中でそのことがどんな形で生かされているのか。平成 26 年度は途中ですが、そこらあたりで目立つところがありましたら教えていただきたい。

◎岡村行政管理課長 まず、平成 25 年度から平成 26 年度へ向けてのお答えをさせていただきますと、平成 26 年度の組織改正に当たりましては、重点課題への対応、それから地域へのさらなる展開を図りますなど、課題解決の先進県を目指した体制づくり。あわせまして、効率的な組織を構築していくという考え方のもとで、例えば、地域へのさらなる展開ということで、南海トラフ地震対策の推進地域本部の設置ですとか、産業振興推進地域本部に集落支援の担当職員を配置などビルドの部分も講じております。他方で、スクラップにつきましては、平成 25 年 4 月 1 日と平成 26 年 4 月 1 日を比べますと、知事部局では 25 名の減員になっておりますけれども、その中で特に大きかったのは、ねんりんピックが終了したことで、ねんりんピック推進課の廃止によりまして、23 名の減ということです。そ

ういった減の要素も活用しながら、ビルドを図っていったということです。

平成 27 年度に向けては、現行の行政改革プランが、来年 4 月 1 日に、知事部局 3,300 人体制という目標を掲げておりますけれども、引き続きそこを目指して、スリム化を図りつつも重要な分野につきましては職員の重点配置を図ってまいりたいと考えております。

◎横山委員 所管が違うかもわかりませんが、事務事業ではなしに、事業のスクラップ・アンド・ビルドも各部でいろいろ行われていると思うんですが、そのことについての議論はないですか。

◎山本財政課長 事務事業の見直しですけれども、平成 25 年度から課題解決先進枠を設けて、各部局に積極的に事務事業の見直しをしていただきたいということでやっています。平成 25 年度は 94 件ぐらいの見直しをしていただいたんですが、平成 26 年度につきましては、各部局にシーリングをお願いするといった形でさらに見直しを進めておりまして、大体 5 割増の 145 件の見直しをしております。内容としては、例えば重複している事業を統合したり、補助金をニーズにあった形で見直すといった形です。平成 27 年度に向けましても引き続きしっかりと各部局に見直しをしていただけるように、総務部からもいろいろ提案をしながら進めていきたいと考えております。

◎小谷総務部長 予算というか、お金の面でだけではなくて、当然事業が減ればその分仕事が減りますんで、それが職員の配置にどのように影響するか行政管理課も見ておりまして、連動しての対応になってます。

◎横山委員 時代が移る中で、事務事業とか、それから職員の人数とか、かなり正規の職員は削減するとかという方法であったとしても、いろいろ事業を手伝っていただく方を県が雇用する、賃金とかを投じて出す。それらについてはかなり人数的に多くなっているんじゃないかと思うんですが、そこらあたりについて、行政管理課としての対応はどうなっていますか。

◎岡村行政管理課長 現行の行政改革プランのもう一つ前の行政改革プランを平成 17 年 12 月に策定しておりますけれども、そういった意味から、平成 17 年度と比較をしますと、臨時的任用職員の数が、平成 17 年、知事部局で 236 名でしたが、平成 26 年 4 月 1 日で 210 名ということで、微減になっております。

非常勤職員は平成 17 年度 337 名が、現行 332 名で、ほぼ横ばいといった状況でございます。

◎横山委員 そうしたら、職員の数については、正規の職員ばかりじゃなしに、臨時職員等々についても横ばいの状況だととらえていいですか。

◎岡村行政管理課長 さようです。

◎小谷総務部長 平成 17 年になかった制度で、再任用というのができましたので、再任用職員はふえているものもありますが、トータルで見たときに、例えば、正規職員をどんど

ん削って、臨時・非常勤をどんだんふやしてということはやっておりません。全体としてスリム化を図っておる状況です。

◎塚地委員 男性職員の育児休業の取得が微増で、努力もしてくださっているようには思うんですけども、今数字わかりますか。

◎岡村行政管理課長 知事部局ですけども、平成 25 年度の男性職員の育児休業の取得者が 5 名です。私どもが知る限り、育児休業を取得できるであろう状況に置かれている職員が 51 名ですので、51 名のうちの 5 名ということで、およそ 10%。全国平均が約 1% 程度と聞いておりますので、本県におきましては少し高い状況かと思っております。

◎塚地委員 きちんと職員に意向も聞かれて、積極的に対応をしてくださってるなどそれなりに思ってるんです。ただ、とる期間によって、後の仕事をフォローする人たちをどう配置するかとかいうことまで含めないと、この間伺った方は一月だけとりましたという方もおいでたりして、期間一定とろうと思うと後の体制のフォローも必要になってくるかと思うんですけど、そこらあたりはどうですか。

◎岡村行政管理課長 そこにつきましては、行政管理課と人事課と連携をして、例えば、新たな年度が始まる前に、育児休業の取得の意向を職員に確認し、それに見合った人員配置を心がける。あるいは、年度の途中からになりますと、なかなか正職員で対応はできない場合であっても、臨時的任用職員などでの対応を臨機に措置してまいりたいと考えております。

◎塚地委員 少子対策を県が率先して進めようと行政的対応をするので、県庁自身が次世代育成への支援事業を前へ向いて進めることが大事だと思うので、全国平均の 5 倍になっているということなので、ぜひ早くその前進を図っていただくように、さらにお願しておきたいと思えます。

◎岡村行政管理課長 そのように努めたいと思えます。

◎加藤副委員長 ハラスメント対策の相談事業ですけど、56 万 7,000 円の予算に対して、不用額が多くなっていますけれど、ここら辺を御説明いただけますか。

◎岡村行政管理課長 平成 25 年度に、平成 24 年度とは受託者が変わったということもありまして、当初見込んでいた額よりも低額で契約ができたということです。

◎加藤副委員長 コンサルタントがしっかり対応をいただけるということでしたけれど、その内容、件数はどういった状況ですか。

◎岡村行政管理課長 これは平成 24 年度から実施をしております、実は平成 24 年度、知事部局の相談件数が 2 件です。平成 25 年度も 2 件です。平成 26 年度は、これまでのところ、ゼロ件です。私どもとしては、ハラスメントはあってはならないということで、対策についてはいろんな手だてを講じなければならないということで、相談の窓口につきましても、いろいろなチャンネルを設けることが必要であろうと、外部のこういった専門の

コンサルタントにも委託をしているところです。職員にもその旨は重々周知をしておりますし、フリーダイヤルということで職員の負担もないですけれども、実績がなかなか上がってきてない状況です。ハラスメント対策については、後退させることはないんだけど、このことにつきましては、実績も踏まえて、どうしていったらいいのかというところは検討しなければならないと考えております。

◎加藤副委員長 平成24年、平成25年と2件ずつということなんで、なかなか対応の評価はしづらいところもあると思うんですけど、平成24年と比べて安くなったからといって、相談の質であったり対応というところは、しっかりと確保できていると考えていますか。

◎岡村行政管理課長 相談を受け付けていただく体制とか、相談への対応とかに低下した様子はないと思っております。外部相談の窓口につきましては、職員がほぼ匿名で、内容的にも秘匿を望むケースがほぼすべてですので、正直なところ行政管理課にも詳細は上がってこないというのが実態です。

◎加藤副委員長 それともう一点。労働委員会事務局でも、たしかパワーハラスメントとかそういう雇用に関する相談を受けていると思いますけれど、そことの違いはどういったところになりますか。

◎岡村行政管理課長 恐らく労働委員会事務局は、非現業の知事部局職員につきましては、対象とはなっていないと認識しております。民間企業の方々が御相談をなさるのではないかと。

私どもで今現在、ハラスメントに関する相談窓口として幾つか設けております。先ほど申し上げた外部の相談の専門のコンサルタントの窓口、それから外部の相談員、それから内部としては、各所属の課長補佐や次長、それから女性の総括苦情相談員も各ブロックに6名置いておりますし、行政管理課、人事課、職員厚生課の課長補佐も窓口として相談をお受けするようにしております。あと、直接的にハラスメントではないかもしれませんが、県の職員になりますと、人事委員会事務局などは相談は受けるのではないかと考えています。

◎加藤副委員長 いろんな相談窓口で言いたいところ、もしくは言いやすい、頼りやすいところに御相談できる体制というのは非常に重要だと思います。ただ、今御説明を聞きましてのように、わざわざ外部の専門家に委託してしっかりとした体制はとっているけれども、利用件数はそんなに多くないという実態もあろうかと思っておりますので、そこは御答弁にもありましたけれど、来年度以降どうしていくのか、体制を含めて御検討いただければと思います。

◎岡村行政管理課長 検討させていただきたいと思っております。

◎塚地委員 関連で。先ほど、消せるボールペンを使っているお話が出たんですけど、

職場の中できちんとした、当たり前のことを当たり前伝えていく人間関係ができる余裕みたいなものが、姿勢もそうですけれど、一定余裕だと思うんです。本庁がすごく忙しくなっていて、ちょっとお茶を飲んでゆっくりしゃべろうかという時間もなくて、なかなか人間的な交流もなくて、家庭の事情がどうなっているのかもよくわからないとかいう職員のお話も率直に伺ったりすることもあるので、先ほど、スクラップ・アンド・ビルドの話もありましたけれども、スクラップのし過ぎは、質の疲弊も生んでくることに当然なってきた、本当に次世代を継承していく職場になるのかということもあるので、この消えるボールペン話はある意味象徴的じゃないかと。隣で見ている先輩がそれを言わなかったのかなみたいなことも出てくるので、そういう観点で、人事全体を行政管理のあり方も考えていくということにする、人事の哲学とか行政管理の哲学というものが必要じゃないかなと思ってるんですけど。

◎小谷総務部長 まさにそのとおりだと思っていまして、スリム化は一定進めなきゃいけないとは思いますが。今の行政改革プランで、来年の4月1日3,300人体制というのがありますので、無理に減らすことは当然避けなきゃいけないと思っておりますので、そこは業務内容を見て、最終的に絶対数字にこだわるというものはございませんけれど、一定のめどとしてそれは大事に守っていきたいと思っております。一方で、数は減ってもそれで疲弊してしまって仕事ができないというのでは意味がないと思っております。そうならないように、いろんな取り組みは当然、体調管理の話もそうですし、職場の雰囲気づくりもそうです。それは当然取り組んでいかなきゃいけないと思っております。それは全力を挙げてやっていきたいと思っております。

職員の年齢構成の関係で、しばらく前、三位一体改革があって、交付税がぐんと減らされた前後は、新規採用をかなり絞ったときもございまして。そうしたときには、若い職員が入ってきたときに、周りを見ても相談できるちょっと上の先輩とかがいれば、いろいろ相談できた、私生活も含めてできたかもしれません。そういう方がいない時代もかなりありましたけれども、そこは採用を考えて、「行政・TOSA」の制度とかを設けたり、最近では毎年100人を超えての採用を続けてきております。上の方がどんどんやめられることもあって、そういうことになっております。その結果、各職場にちょっと上の先輩も行き届き、その下に新卒採用もどんどん入っていくという組織になってまいりましたので、それも幾分か風通しがいいという、職場づくりには貢献してるかと思っております。全体の数が以前に比べて減っておりますので、ある意味余裕が減っておるのは事実だと思っておりますけれども、どの程度の規模がいいかというのは、年度で行政改革プランを立てますので、その次にどういった県庁像であるべきかというのは、今議論しておりまして、次期行政改革プランを検討する中で哲学として示していきたいと考えております。

◎塚地委員 今の若い人たちは、コミュニケーション能力も、昔のように切磋琢磨されて

ないこともあったりしてなかなか難しく、そこからどう育て上げるかがすごく職場の中でも困難だし、御本人もしんどいという実態もあろうかと思うので、そこに配慮がいく組織にしていくことが、これからの県庁にとって大事だと思うので、ぜひよろしくお願ひします。

◎土森委員長 1点。さっき、副委員長が指摘したハラスメント委託料ですね。平成24年度が56万7,000円で2人。平成25年度が21万5,000円。平成25年度を見ても1人10万円です。平成24年度は25万円余かかっている。そして、今説明を聞くと、それぞれの課の窓口相談を受ける窓口があるということですから。なおこの点をしっかり検討して見直していく必要があると思います。その辺の対応を再度要請を。

◎小谷総務部長 窓口は複数設けております。まず、職場の補佐とか次長というのもありますし、そういうのは相談しづらい場合には、その他、人事課、行政管理課、職員厚生課でも設けますというのがあります。その他に外部相談員ということで、弁護士などもお願いしております。それでもどうしても何となく相談しづらいという案件があったときの最後の相談先の一つが、外部の電話相談です。先ほど課長が答弁しましたけれども、ほとんど匿名で、内容についても職場に知らせていただきたくないというのがほとんどですけれども、そういったときに最後にここに来るんだと思います。件数が少ないので、じゃあやめていいかというところは、最後の本当にセーフティーネットになっている可能性もあります。事前に、例えば、そんなことを相談できる職場づくりが進めば、ひょっとして要らないのかもしれないけれども、そういった場合においても、件数が少ないからやめていいかどうかについてはよく考えていきたいと思います。昨年度の決算特別委員会でも御指摘をいただいた、その前の外部相談員の相談件数も、実はそんなに多いわけではございません。これが、ハラスメントがないからいいんだというのであれば、違うこともあるかもしれませんが、ひょっとして相談しにくいのかもしないか、いろいろ検討しています。件数もないのにずっとお金を払うのはいかなものかという御指摘をいただきましたが、そこは相談件数に応じてお支払いするかしないか、する額とかも見直しをしたりもしています。今後どのような相談受付がいいのかについては、議論を重ねていきたいと思っております。どこかにひっかかれば対応できるんですけども、どこにもひっかからずに、その結果、職員が体調を崩したりということがあったりしてはいけないと思っております。一番は相談しやすい職場づくり、そういうことが起こらないようにするというのがありますけれども、それ以外のところについて、どういったネットを張っておくか、よく議論をさせていただき、また、予算の段階で御相談させていただければと思います。

◎土森委員長 言われるとおりで、相談窓口は広く持たりたいと思います。ただ、予算の仕組みで、例えば部長の説明があったように、単価制っておかしな話だけど、そういう方法も予算立てするときに必要なになってくるんじゃないか。県民から見て、「ああ、そうか」

と。こんなに予算を組んで1人頭いくらとやられると、なかなか説明しづらいところが出てくるので、その辺も検討してもらえればと思います。

以上で、行政管理課を終わります。

ここで昼食のため休憩とします。再開は午後1時とします。

(昼食のため休憩 12時2分～12時59分)

◎土森委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

御報告をいたします。午前中の委員会におきまして、田村委員から法務課に対する質問があり、それに対する資料の提出がありましたので、各委員の皆様にご配布をしております。

〈人事課〉

◎土森委員長 次に、人事課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 人材育成費の職員研修等委託料に関してですけれども、研修内容の変化というか、いつも同じ内容をしていてもいけないと思うんです。基本的な基礎研修はあると思うんですけれども。そういう変化の部分を入れることによって、例えば、この委託費が上がるとか下がるとかということがあるのか、研修内容のそういった状況とこの委託費の関係についてお聞きしたいと思います。

◎澤田人事課長 委託につきましては3カ年のプロポーザルの契約になっておりますので、まずは基本的な全体の方針は県のほうで示させていただいて、その3カ年の提案が来ます。ただ、毎年その時々々の時事問題なり課題となります、例えば、組織として対応するチーム力を高めるとか、市町村との連携を密にするような内容にするとか、若干の変化がございますので、そういった内容につきましては、その委託料の範囲の中で事業者と打ち合わせをさせていただいて毎年の事業計画を策定している状況です。

◎池脇委員 決算のときにいつも上がってくるのが、会計のいろんなミスで、なかなか改善されない。会計のほうも、特に総務関係、しっかりそういうことがわかる人材育成の研修はされていると思うんですけれども。この研修はそうした実務的な部分の研修については、どの程度対応しておられるんですか。

◎澤田人事課長 新規採用のとき、主幹、主査になったときとか、階層別に必ず受ける研修がございます。そういう中には、基礎的な会計事務につきまして講習を受けるという形をとっておりますので、そういった中で、会計の部門からその時々々のアドバイスもいただいている状況です。

◎池脇委員 実態として、なかなかミスが減らない状況がずっと続いてきていますね。

総務部の会計関係に詳しい人材が非常に限定されて少ない状況で、工夫してやられているわけですが、それにしても、なかなか改善が進まない状況ですから、こういう研修等を含めて、研修のあり方も実際の基礎的な実務的な部分をきっちり組み込んでいかないと、この問題は解決していかないのではないかと。委員会でも御指摘もありましたけれども、技術的なミスと、それから基本的なことがわかっておられない方。それから、何度も同じミスをされる方もいらっしゃるという実態はつかまれているんですよね。だから、研修内容を、そういう部分の基礎的なものを重くしていかないと、こうした課題は解決がなかなかされないのではないかなと危惧をするので、そうした点について御意見がありましたらお聞きしたいと思います。

◎澤田人事課長 職員研修の集合研修は限られた場ですので、その中で基礎的なことではたくさん学ばなければいけないものがございますけれども、特に会計の専門的な研修となりますと、これと別途の会計管理部門による説明会等もございますし、専門員も置いて、日々の業務でチェックしていく体制もとっているところです。基礎的な研修で、主な基本的なところは学んだ上でのその後の研修というのは、そういった専門の部門とも連携して進めていきたいと思っています。

◎小谷総務部長 研修もありますけれども、若い職員は早目に会計事務をそれぞれの所属で担当するという人事も組んで、非常に基本的なところですので、研修だけじゃなくてそういったところも踏まえて対応していきたいと考えております。ミスが多かったことについては、改めておわび申し上げますけれども、そういったことと、あとはプロの目というものもありますし、あと、向き不向きも確かにあると思いますので、最初には広く基本的な素養ということで全員担当していただいた後、その後、そういったことも踏まえて人事上の対応も図っていきたいと思っています。

◎池脇委員 今回の例えば教育委員会の生涯学習課なんかのミスなんか見ると、人事等の絡みがあるんですね。それをつくった人は人事で動いて新しい人が来て、その流用した部分についての認識が持てなかった。見抜けなかった。だから、人事とこうしたミスというのは非常につながりがあったりする。それから新任が受け持った場合、チーフが前任が立てたやつと、後から人事で異動した場合には、自分がつくってないからよくわからない部分もあります。だから、これは人事とのかかわりが非常にあるなどはわかるんですけども、そういう意味も踏まえて工夫が必要かなと。今、部長から、そういうことを踏まえて対応するというお話でしたから、ぜひ御努力していただきたいなと思います。

◎横山委員 先ほど人件費の説明で派遣職員 22 名の人件費という説明があったんですが、派遣先が決まれば、どういう形での研修をその派遣先でやられるのか。そこらあたり、まずわかっておりましたら。

◎澤田人事課長 派遣先は、県内の市町村、それから国でしたら、内閣府とか、省庁関係

もございますし、民間でしたら三井物産とか、東京海上日動火災保険、資生堂、そういったところがございます。研修といいますのは、実務の内容でもって、それぞれに経験を積んでいただくわけです。例えば、民間の企業なんかで言いますと、三井物産では、その海外取引とか外商活動に実際にかかわりまして、そういったノウハウを積んで帰ってもらう。あるいは東京海上日動火災保険でしたら、地震対策とか危機管理のときのリスク管理なんかも学んでもらったりしておりますし、資生堂なんかでは新商品の広報コンセプトの企画とか、広報戦略について、一緒に実務を行う中で身につけていく。そういったことで、研修を積んでいるというところですよ。

◎横山委員 いろんな職場の中で経験したことが、その方の人間形成に役立つと同時に、大事なことは帰ってきてから高知県の中でそのことをどう生かすかということだと思いますが、仮にレポートとか、またポジションをある程度考えながらやるとか、このこういう方がここへ派遣されて、研修をして、その結果高知県に取って帰って、こういうプランの提案があったとか、そういう事例がありましたら教えていただきたいと思うんですが。

◎澤田人事課長 派遣した者には、帰ってレポートは当然書いてもらいます。実際に、例えば先ほどお話ししました三井物産に派遣していた者は、地産地消・外商課に配属されてその企画に携わっている。あるいは資生堂なんかでは、水産振興部の合併・流通支援課のほうで、その販売に携わる。また東京海上日動火災保険のほうは、私ども人事課の研修担当になっておりまして、いろんな研修事業にそのノウハウを生かしていくということをやっております。

◎横山委員 研修結果が生かされる県の体制も必要だと思います。県民の税金を使って派遣をしているわけですので、今後より一層の効果があらわれる取り組みをぜひよろしくお願いしたいと思います。

◎塚地委員 女性の登用問題です。一応、国のほうも、民間企業は2030年までに女性管理職を30%に近づけるという計画で動きつつある。それでこの間ずっと私たちも言い続けてきて、採用問題でも研修でも一定すそ野が広がってきたんで、「これからです」ということをおっしゃっていただいているんですけど、その展望みたいなものはどういうところでしょうか。

◎澤田人事課長 女性の活躍促進、登用につきまして、あくまで適材適所の人員配置の中で県民サービス、県民のための行政を進める中で、できるだけその率を高めていきたいと考えているところで、これまでも徐々に高めてきたところです。現在、チーフ以上のポスト職でしたら19.4%となっております。課長級以上の管理職も7.9%と年々高まってきているところですので、今後も引き続き高める所存です。自然な形で高まっていくことを配慮していきたい、意を用いていきたいとは思っております。ただ、全国的にそういう大きな動向が見えてきておりますので、国の方針等も見据えながら、次期のプランなんかでも、

そういったことも念頭に検討を進めているところです。

◎塚地委員 女性職員へのアンケートみたいなものは、ひょっと実施されたことはないですか。

◎小谷総務部長 女性の登用に関して特化したアンケートとかとっていませんけれども、今年度、一事業所として県庁が次世代育成の計画をつくらなきゃいけないときに、女性に限らず全職員向けに課題等を尋ねるアンケートはとりました。事業所としては、民間に比べるとかなり休暇制度とか、いろんなところが進んでおりますけれども、幾つか今度の次世代育成計画に盛り込むネタとなりそうな話とかは受けております。例えば女性は結婚された後、どうしても出産のときに休まないといけないとかありますし、チーフ・補佐になって上を支えてほしい方が、家族の介護とかあるとかいう話などは、いろんなところにも聞いておりますので、そんなのを踏まえて、能力ある女性が活躍できる職場づくりには意を用いていきたいと考えております。

◎塚地委員 ただ、今、残業時間もすごく長い職場もあり、働き続けて家庭も支えてということであると、先ほどおっしゃったみたいに育児休業は男性がとる率がまだまだ少なく、女性に負担がかかっているということも社会の現象としても一般的にあるので、県庁の職員同士で結婚されているカップルも結構おられたりする中で、女性の幹部をつくるという独自の視点がないと、今までどおりの状況ではだめなんで、何を改善したら女性の幹部・管理職ができていくのか、一定課題整理的なものもしておかないと、目標を定めたところに行き着くことにはならないんじゃないかと思う。先ほど部長はネタとおっしゃいましたが、そういうネタも含めてとられたアンケートなんかも参考にさせていただいて、女性職員の生の声を聞いていただいて、こういうところでクリアできたらやれるというものも目に見えるものにしていただいて具体化することにぜひ努力していただきたいなと思います。その点どうですか。

◎澤田人事課長 人事の関係では、個別に所属ごとにヒアリングをさせていただく機会もございます。いろんな情報を得る機会がございますので、そういったことにも課題意識を持って対応してまいりたいと考えております。

◎土森委員長 ほかにないですか。

(なし)

◎土森委員長 以上で質疑を終わります。

以上で、人事課を終わります。

〈職員厚生課〉

◎土森委員長 次に、職員厚生課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 恩給をいただいている方はどういう方たちですか。

◎森下職員厚生課長 地方共済組合制度ができる以前に、退職をされた方で、恩給法を準用されている方はもともと国家公務員の身分を有しておられた方です。もともと県の職員の身分を有しておられた方については条例で適用ということで、あわせて恩給等ということで支給をしております。

◎池脇委員 では、恩給は年金と別なんですね。

◎森下職員厚生課長 共済組合制度ができてからは共済組合の年金ということで、県の職員については対応がされておりますけれども、それ以前に退職をされた方、またその御遺族の方ということになります。

◎池脇委員 どれくらいいらっしゃるんですか。

◎森下職員厚生課長 平成 26 年 10 月現在で 121 人です。

◎池脇委員 もうかなり高齢になってきていますよね。

◎森下職員厚生課長 これも 10 月ですけれども、60 代の方は 3 名、70 代の方が 11 名、80 代の方が 37 名、90 代の方が 62 名、100 歳以上の方が 8 名ということで、かなり御高齢の方が多くなってきております。

◎池脇委員 これは制度の問題があると思うんですけれども、恩給制度があったときにいただいていた恩給が年金制度に変わって、そうなったときに恩給の部分が全部年金に変わっているのかなという認識は持っていたんですけれども、いまだに恩給は恩給として存在している。恩給制度そのものはなくなっていないという認識をされているんですか。

◎森下職員厚生課長 共済組合制度が発足したときに、まだ退職されてない方は、共済組合のほうで対応をされて、その費用については一部公費で負担していく形になって、また来年 10 月に被用者年金が一元化される中でそういうものが整理されて統合されていくようになってきております。それ以前に退職をされた方については、共済組合制度が発足した時点で、既に恩給等が支給をされる、または、そういう条件を持っておられた方で、引き続き旧来の制度で恩給等が支給される仕組みになっております。新たにという方は基本的にはないかとは思いますが、これまで支給されていた方については引き続き恩給という制度がございます。

◎池脇委員 最後ですけれども、恩給ですから遺族に引き継がれるということで、60 代の方がいらっしゃいましたけれど、子供さんになるんですか。昔であれば、奥さんが引き継ぐというのは一般的によくわかるんですけども、恩給制度があった時分の奥さんなら、もう相当の高齢になられているという認識を持っていたんですけど、60 歳代でもいらっしゃるということは、どういう関係まで恩給が引き継がれていくんですか。

◎森下職員厚生課長 この 3 名の方ということではなくて、一般論になりますが、制度では被扶養者で障害などがある方などにつきましては、成人をされても引き続き受給権者に

なれるということになっております。通常であれば御家族も成人をされたらそういう受給権がなくなるんですけども、一部、引き続き恩給を受給できる対象の方がいらっしゃいます。そうした方が若い方になってまいります。

◎金子委員 1点だけ。職員の健康管理の問題について、非常にストレスの多い時代で一生懸命やっでぎりぎりの職員、全員だと思えますけれども、そういう中でストレスで業務に支障がある職員はおいでるんですか。

◎杉原職員健康推進監 平成25年度に1カ月以上の病気休暇の方の中で、いわゆるメンタルヘルス不全で45名の方がお休みをされています。

◎金子委員 年々、この取り組みの効果は上がっているんですか。

◎杉原職員健康推進監 四、五年前は全体で1カ月以上の病気休暇が100人前後だったのが、今は70人台から80人前後で、若干ですけども減ってはきてると思ってます。

◎金子委員 ストレスでも、いろんな症状いいますか、さまざまなケースを持たれておるんですよね。そのためには、その職場の所属長がかなり気を配ってやっていて、そのストレスの直前で引き戻す職員も結構おいでると思えます。ですから、このマネジメント能力を所属長全員がすごい高めていただいて、なるべく健康な社会へ引き戻す。成果が出てきておりますので、さらに高めていただくように要望しておきます。

◎杉原職員健康推進監 管理職対象の研修を総論と各論という2段階で行うことで、随分病気ですとか障害だとか環境のこととかの、一般的な知識プラス個別の事例についてどう対応するかという割と細かい研修をここ数年行っていまして、大体の管理職の方が受けているんじゃないかなと思っています。

◎塚地委員 先ほどの御説明であった職員参加型の職場環境改善事業職場ドックの238件は、具体的にどんなことが多いんですか。

◎杉原職員健康推進監 細かいところ言えば、席の並びを少し変えてチーフの近いところで新人さんができるとか、整理整頓をして戸棚を片づけることによって書類が見つかりやすくなったとか、細かいこともたくさんありますし、事例集を毎年発行しまして、そんなに難しいことをみんなが考えてというよりは、よい事例を広げていくということで取り組みやすくするだとか、広げていきやすいようにということで行っております。

◎土森委員長 健康診断は職員全員が受けているんですよね。

◎杉原職員健康推進監 人間ドックと定期の健康診断とを合わせて98%より若干、非常勤職員までカウントしますので、別で受けていたデータが出てこないと未受診になったりするという関係もあって、100%になってないですが、職員につきましてはほぼ全員が受けます。

◎土森委員長 その中で再検査を受ける方の割合はどれぐらいでしょうか。

◎杉原職員健康推進監 要精密の方と要医療の方と合わせて、一般検診の中で28%ぐらい

おいでます。

◎土森委員長 その中で再検査を受けて入院したり、そういう人たちは大分おられますか。

◎杉原職員健康推進監 一般検診では少ないですけども、人間ドックではがん検診なんかも一緒に行いますので、その中では精密検査でがんが見つかって治療につながって入院治療という方も中にはおいでます。

◎土森委員長 なるほど。知事が日本一の健康長寿県構想で、県民に健康診査を受けてくださいとテレビでも言ってまして、県の職員がそれをお手本にする必要がありますので、しっかり健康管理をしていただきますように。

ほかにないようでありますので、質疑を終わります。

以上で、職員厚生課を終わります。

〈財政課〉

◎土森委員長 次に、財政課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎田村委員 原則的なこととなりますが、バランスシートですね。こういう財政のいろいろな動きとか、そういったものが県民の皆さんにどういう形の満足度を与えてどうなっているかというところは、国のほうからも出す以上はということで、要請がっております。28日に高知県の財務諸表の公表はありましたけれども、取り組みをもう少し踏み込んでやるということで、今どのような状況なのか、少しお話ししたいと思います。

◎山本財政課長 財務諸表について今御質問ございました。まず、現状の取り組みについて御説明させていただきますが、毎年、決算が確定する時期に合わせて、4財務諸表を公開しております。幾つか国から基準が示されておりますが、本県の場合、現在の決算のデータから比較的簡便に作成ができますモデルを使いまして、バランスシートですとか、行政コスト計算書といった財務4諸表を作成し公表しております。主な活用方法ですが、県民の皆様は財務状況を知っていただくことはもちろんですが、主に我々の中での財政分析などに活用している状況になってございます。今、国のほうも、自治体より企業に近い形での財務諸表の整備を進めるべきだという議論になっておりまして、具体的には固定資産台帳をしっかり整備をすとか、民間企業のように複式簿記できちっと仕訳をすることを前提にした財務諸表の整備を各自治体でやっていただきたいということで、要請が間もなく国から来る状況になってございます。私どもまだまだこれからの活用方法を検討していく必要あると考えておりますが、そういった精緻な財務諸表をつくりますと、活用の幅も非常にふえてくると考えております。平成29年度までに、新たな財務諸表の作成が求められておりますので、現在庁内でワーキンググループも立ち上げまして、どういう段取りで整備を進めていくか議論をしておりますが、来年1月に新たな財務諸表につきまして

の活用の事例なんかも国からお示しをいただけると聞いております。したがってワーキンググループの中でも、活用方法の検証も含めて、どういった方法がいいかということについても、丁寧に議論をしていきたいということで今検討を進めている状況です。

◎**田村委員** 今、県内は耐震ということで、従来の公有財産も、場合によれば老朽化して手当てをしなきゃならない。そういう状況もわからないと、大変少ない財源で国へ要請するにしても、あいまいなままでそのままわしづかみでやることになってきます。そういうところを的確に有効に生かせるという意味では、ほかの県のバランスシートなんかを見ると、各所管の施設のバランスシートもつくって、それにコストをどう削減する、あるいは利用向上にどのように取り組みをしてるところまでをきちっとやってるから、決算を受けて来年度の予算へどう持っていったらいいのか、非常に効果的な予算が組まれる形になっておるわけです。これは原則的なことであるけれども、非常に有効な財政の使い方ということでありますので、本腰でやっていただかないと、特に高知県の場合も、これから老朽の財産を検証したとき、どこがどうなってるのか非常にわかりにくい。知事が行脚して、各地域の声はつかんでおると思うんです。でも声にかかる分とかからない分とがあることも考えて、全体の体の状況をぜひとも把握をして、有効な財政の使途ができるように、基本的なこととして力を入れて頑張っていたいただきたいなど、まず最初をお願いしておきます。

◎**山本財政課長** こういった財務諸表の整備の要請とあわせて、国のほうで老朽化したインフラストラクチャー施設の事故が相次いだことを踏まえて、各自治体でも公共施設の総合的な管理計画をしっかりとつくれという要請も来ております。前提としては、固定資産台帳をしっかりと整備をして、各インフラストラクチャーの状況をしっかりと把握をすることが必要になってまいります。実際に今後の資産のマネジメントにも使えるもののように、そちらのほうもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

◎**金子委員** 課長に非常に詳しい御説明をいただきまして、部長に冒頭ありました財政の健全化判断比率、これ等々とあわせて、問題なしあるいは向上していると、非常によくわかりました。そういう中で、2つ御質問ですけれど、総務部長もおいでですけれど、全般的なことになるかもわかりません。財政の安全な運営に向けて、職員数のスリム化がいつでも話題になるわけですけれども、先ほど御説明いただきましたように、七、八十人の1カ月以上の病気休暇取得者もおいで。そういう方たちが来月復帰してすぐという形で、なかなかのれにくい、時間がかかると思うんです。それから南海地震対策、これもあと数年ぐらいは必死で取り組んでいろんな政策なんかも打っていかないといけない。そういう中で、定員の定数の適正化いきますか、3,300人体制をずっと進めた場合に職員の負担といきますか、言葉をかえると、県民サービスが維持できるのか。そういう反面的な心配もされるわけです。その辺を柔軟に対応をしていただきたいということと、もう一つは全般

的に委託業務が全庁的に余りにも多過ぎるんじゃないかという気がしております。自分たちでやればできること、やることによって職員の能力は高まるわけです。委託して目的の1行2行使って後は書棚に眠っているような業務が見受けられます。余りにも安易に、何かあったらすぐ委託という、言葉きついですけれど、そういう部分も見受けられますので、委託にかけなければならない、あるいは時間的にそれが適していること以外は極力自前で事を片づける体制を求めたいです。これは総務部長にですけれども、お願いします。

◎小谷総務部長 まず3,300人体制が今の目標です。それで業務がふえてきている。御指摘のとおりだと思います。目標で3,300人下から減らしてくとか、3,300人というのは来年の4月の目標で、その次のプランをどうするかということにもなりますけれども。当然、仕事をちゃんとやるというのが先にありますので、そこのところは柔軟に考えたいと思います。この3,300人というのは正規の職員数ですけれども、こういうプランを立てた以降に雇用と年金の接続の関係で、まさに即戦力となるOBの方の再任用というのがあります。フルタイムで働いていただく場合には定数となりますけれども、短時間、週に32時間といった勤務であれば、定数の外にある。こういった方も有効に活用して、しっかり仕事をしていく体制にはしたいと思っております。

それから委託の話がございました。やみくもに委託していくと、まさに根腐れとは言いませんけれど、職員の能力が低下します。例えば専門性云々の話ですとか、どうしても年度途中のいろんな事情で職員の体制が足りないときに、それは外部の手を借りるという意味での委託とか、やむを得ないものはあるかと思いますが、基本的にはみずからやるべきであるという御指摘、そのとおりだと思っています。そのような運用に努めていきたいと考えております。

◎塚地委員 先ほど地方交付税の御説明の中で、職員の賃金分を国のほうが交付税をはなから減らしてきましたよということがあって、地方交付税の本来の持っている性格からするとおかしかったんじゃないかとも、改めて今でも思っています。地方交付税のありようが本県にとっては極めて重要で、税収の増を図るのも一生懸命やっているけれども、そこが重要で、これから地方創生という言葉に象徴される中で、地方交付税がどういう位置づけになるか。単純に交付金的な取り扱いで、それがいいのかということになるのかなと思うんです。そこについて、県としてこの間のことも踏まえて国にどういうスタンスで臨むかというあたりを教えていただきたいと思っております。

◎山本財政課長 まず平成25年度の分析の中で、交付税の中で、地方公務員給与費を削ったと申し上げましたが、基本的にそういった手段を通じて自治体に窮策の要請をすることは、本来の趣旨と違いますので、そういったことがないようにお願いをしているところです。今、委員御指摘のとおり、交付税については、まず各地方公共団体が日々の仕事のできる経費をしっかりと積むことが大原則ですので、これまでも必要な事業を積んでくれと

いうことは特に申し上げてまいりました。そもそもの交付税の額は「地方財政計画」という全体計画の中で決まっておりますが、特に近年、職員の給与費が地方財政計画の中でも減っているとか、投資的経費が極端に減らされているということで、それを特別枠で補っているといった状況もございます。したがって、全国知事会等を通じてこれから訴えていきたいと思っておりますのは、まず必要なベースの経費はしっかり積むよう、あるいは今、委員から御指摘がありましたように、地方創生に向けて各自治体で必要な取り組みに要する経費もかかってまいります。そういった経費についても、しっかり地方財政計画に積んで、交付税の中でも一定反映するような、そういった主張を、特に交付税の場合は、本県だけで言っても訴求力がないところございますので、特に全国知事会なんかを通じて訴えていきたいと思っております。

◎塚地委員 ぜひ声を大にして、知事の影響力も駆使していただいて、頑張ってくださいと思います。

それと、先ほど田村委員からお話のあった、これから県の財産の管理計画をつくるようになっていきます。市町村もそうなると思うんですけど、その過程で、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドじゃないですが、集約化されてしまう。地方の郡部の過疎の部分のそうしたものが使用価値がないんじゃないですかということになって、集中化される危険性が心配されていて、知事もおっしゃっている中山間地域の発展のためということを見ると、単純に集中型ではだめじゃないか。財政的な視点だけで見ると、郡部がしんどくなるんじゃないかなという心配もされていて、計画を立てる上での一つの留意点じゃないかと思うんですけど。その点なんかは、ここでやる話じゃないかもしれないですけど。

◎山本財政課長 先ほど、公共施設等総合管理計画の策定の要請を受けていると申しあげましたが、その中では、例えば今後の人口とか、施設に係る経費の見通しなんかも総合的に勘案した上で、施設の統廃合の方針なんかもしっかり書くようにはなっております。ただ、今、委員おっしゃられましたように、今後どれだけ維持管理経費がかかるということも一つの要素ではございますが、その施設が住民にとってどういう必要性があるかということも含めて、県もそうですし、市町村も検討していくことになります。単純にその経費のところだけで統廃合の方針なんかをつくるということも、国も念頭には置いてないのかなと考えております。

◎塚地委員 ぜひその点を勘案して、市町村にもお伝えいただけたらと思います。そういうことも含めて、地方財政を豊かにする方向で頑張ってくださいと思います。

◎横山委員 今までずっと委員からの指摘、あるいは決算の委員会、監査の話がありましたように、当然財源が非常に厳しい本県ですので、地方交付税に頼るところが多い中でも、自主財源である県税の確保はどうしても県の財政課として積極的な取り組みをぜひともお

願いたいです。そんな中で、平成 24 年度の決算特別委員会の指摘で、県税の収納における租税債権管理機構などとの連携というところでは、それと連携を図って、県税収入の確保を図らなければならないという意見をいただいた中で、措置としては一般的な国への提案、地方交付税という形が重点的になっておりまして、租税債権管理機構について県としてどんな形の役割を期待し、またどう評価しておるのか、そこらあたりどうですか。

◎小谷総務部長 後ほど担当の税務課のときに御説明させていただきます。

◎土森委員長 ないですか。財政課には。

(なし)

◎土森委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

以上で、財政課を終わります。

〈税務課〉

◎土森委員長 次に、税務課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎横山委員 租税債権管理機構というのは難しい物件を集めて、できるだけ税の公平さを確保するために、かなり厳しい差し押さえまでずっとやるような状況になっていると聞いております。今の措置の中で話があったんですが、県としても、租税債権管理機構と連携をしながらやることで、どういうことが特に中心的な話で、それを解決するために県としての役割を仮に求められるとしたら、どういう役割があるのか、そこらあたりをまず聞かせていただけますか。

◎菊地税務課長 先ほど御説明の中で申し上げましたが、毎年徴収の基本方針等を定めておりまして、その中で、誠意のない滞納者に対しては、差し押さえをちゅうちょなくきちっとやっていこうということなんかも話し合いの中で決めさせていただいております。また県の役割ということで言いますと、基本的には構成市町村の方々が租税債権管理機構で経験を積んで、市町村に戻って滞納整理なんかをできるスキルを身につけるということが、まず第一の目的ですけれども、それに当たって、ある程度の滞納整理の進捗管理といったことのできる経験のある職員を出してくれといったことで県の役割として求められることも、今のところある状態です。県のほうも、滞納整理、差し押さえなんかの搜索といったノウハウを職員にも身につけさせるという意味でも、非常に意味のあることですので、今後とも租税債権管理機構ときちっと連携して、そういった差し押さえ、滞納整理の事務に取り組んでまいりたいと考えておるところです。

◎横山委員 租税債権管理機構の皆さん方、本当に厳しい状況の中で収納を図っておるとい状況ですが、それぞれ加入市町村の収納率向上に当然のことながら寄与されてるんじゃないだろうかと思いますが、加入市町村はどういう評価がなされておるのがわかって

おりましたら。

◎菊地税務課長 例えば市町村の個人住民税なんかの滞納に関しましては、租税債権管理機構があることで数字も上向いてきていることは事実としてございます。その辺の数字なんかは、市町村振興課のほうで市町村税政の状況なんかを取りまとめるときに一緒に公表させていただいているところです。去年おととしの市町村振興課に私がおりましたときの経験を申し上げれば、首長も、租税債権管理機構にかなり期待をされているところもあります。逆に言うと、難しい案件ですとか、とりにくい案件を租税債権管理機構に請うという意識が一部にないこともないですが、それは期待の裏返しというところもありますので、おおむね評価はされているんじゃないかと受けとめているところです。

◎横山委員 以前、県職員の自動車税の未納が、かなり一時話題になったことがあるわけですが、今の時点においてはそういうことはまずないと思いたいですが、もしわかっているならば、そこらあたりの状況等について、今どんな状況で今後どうするのかについて、説明をいただけたらと思いますが。

◎小谷総務部長 県職員の個々の状況については把握しているわけではございませんけども、当然ちゃんと払っていただいているものとは思っています。自動車税のときは、私らが庁議で納期が迫っていますからという話をちゃんとしておりますし、そこはしっかりやってもらっているものだと思っております。もし何かあれば、対応を考えたいと思います。今のところ、特にそういうことは考えていません。

◎菊地税務課長 補足ですが、当然県職員、全職員に対して、5月に納期内納付をしろというメールをきちっと送って、いろんな研修の場なんかでも、私が出張って行って納期内納付をお願いもさせていただいているところです。

◎横山委員 それは今までやっているということですよ。

◎菊地税務課長 そのとおりです。

◎土森委員長 ほかにありませんか。

(な し)

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、税務課を終わります。

皆さんお疲れのようでありますから、ここで15分ほど休憩しましょう。再開は3時5分とします。

(休憩 14時48分～15時5分)

◎土森委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

〈市町村振興課〉

◎土森委員長 次に、市町村振興課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 高知大学で、事前投票ができるシステムをするように動き始めて、青年の投票行動に一定影響があっとうれしいかなと思っているんですけども、例えばほかの高知工科大学とかいうところ、判断は市町村にはなろうかと思うんですけど、青年の投票率をどう上げるかという点では先進的な動きなので、そこは前向けて進めるために、県として何かできないかなというのがあって、そこはどうですか。

◎成田市町村振興課長 塚地委員が言われましたように、今度の県議会議員選挙に間に合う形で、高知大学の中に期日前投票所の設置を高知市の選挙管理委員会が判断をされたということになっております。この決定の裏には、我々が主催をさせていただきました啓発事業に参加をいただきました学生の皆さんも積極的にかかわっていただいております、本当にうれしい限りと思います。おっしゃいますように、ほかの大学もございまして、各市町村の選挙管理委員会の判断にはなりますけれども、我々もことし各市町村を回りまして、そういったことを含めて、できることは一緒にやりませんかという投げかけをしておりますので、引き続き、そういったことは市町村等と協議をさせていただきたいと思っております。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、市町村振興課を終わります。

〈統計課〉

◎土森委員長 次に、統計課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎横山委員 1点だけ。僕も聞き漏らしたかもわかりませんが、住宅土地統計調査で5年に1回ということで、大川村を除くとかという説明があったと思うんですが、人口的なことかなという想像もしながら聞いていたんですが、なぜ大川村が除かれているのか。そこらあたりを県としてどう判断されているのか。

◎隅田統計課長 大川村につきましては、住宅土地の規模が調査対象として満たしていないという判断をしております。

◎横山委員 その判断をしたのはどこですか。基準があるんですか。

◎隅田統計課長 国から指定を受けて、大川村は除くということでやらせていただいております。

◎横山委員 この統計の中に載らないということは大川村の皆さんにとっては寂しいことだと思うんです。ほかの県下の市町村すべてが調査された中で、自分のところだけ調査さ

れないというか。確かに国の条件に合っていないということ。そしたら、全国でこういう大川村と同じような調査をしなくても構わないというところの町村というのは把握されていますか。

◎隅田統計課長 他県のことはわかっておりません。

◎横山委員 同じ高知県の一自治体ですので、できれば国に提案して、自治体として独立してやっておるので、住宅等の調査をする状況になかったとしても、ほかの条件を使えることで調査できるようになるかもわからない。これ5年に1回で、ずっと今までもそうだったか、県としても考えないといけないと思うんですが。今後どうしますか。

◎隅田統計課長 御意見があったことは国にお伝えをしたいと思います。その前の統計のときは恐らく入っていたような記憶もあるんですけども、今回のけたと記憶をしてるんですけども、そういう大川村の思いもあると思いますので、それについては、こういう御意見があったということにつきましては、報告をさせていただくようにします。

◎土森委員長 対象から外れるということは、人口規模とかそんなものがあるんですか。

◎隅田統計課長 なぜ外れたかという、自分が余り持ち合わせておりません。

◎土森委員長 県として、そういう情報はきっちり入れておく必要がありますよ。何でもかというね。

◎隅田統計課長 なぜ外れたかということも含めまして、大川村にも御説明もさせていただくなり、それから、今後どうするかということも国のほうにもこういう御意見があったことはお伝えしていきたいと思います。

◎横山委員 県が協力しなかったらいいですよ。そんながやったら。県全体で。

◎金子委員 一つは全く同じ質問でしたので割愛します。

調査対象戸数は2万9,000世帯ですか。高知県、約33万戸ぐらいだと思いますけれども、2万9,000世帯の根拠と、2万9,000世帯のうち、市町村別の内訳がわかれば、後で結構ですけども、教えていただきたいと思います。

◎隅田統計課長 後でまた資料をお回しするようにします。

◎西内（隆）委員 学校基本調査云々とかというのは、例えば、どのくらいの学生がいるとか、高校の進学とか、不登校の状況とか、そういうのを調べてらっしゃると思うんですけども。例えばいじめの発生件数とか、もろもろは教育委員会の所管で、向こうは向こうでデータとして挙げているんですよ。ただ、利用者側の意向としては、統計のページに行ったら全部情報が集まっているんじゃないかなと思って、多分、県民の皆さんなんかも足を運ばれるんじゃないかなと思うんです。それぞれ管理はホームページ上では別でもいいんですけども、そういう情報をまとめて近くにレイアウト上配置するとか、そういう工夫はできないものかなということで、これは御提案なんですけれど。

◎隅田統計課長 統計もワンプラットホームということで、できるだけ各課のデータにつき

ましてはうちのホームページに載せております。ただ、あくまでも各課に対して希望するところを募る形で載せておまして、各課から何らかの理由で希望がない場合はうちでは載せてないということでやっております。

◎西内（隆）委員 私からの提案があったということで相談をぜひしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎隅田統計課長 そういうのは、特に教育委員会とはその話もさせていただいて、載せられるかどうかということも検討させていただきます。あくまでも学校基本統計調査は不登校のところとかしかわからないので。いじめの問題は別のデータですので、こちらでもちよつと話を。

◎西内（隆）委員 いじめは1例ですけれど。

◎隅田統計課長 全般に投げかけて行くようにします。

◎土森委員長 ほかにないですね。

（な し）

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、統計課を終わります。

〈管財課〉

◎土森委員長 次に、管財課について行います。

（執行部の説明）

◎土森委員長 質疑を行います。

1つ気がついたところですが、委託料の調べで、本庁舎及び北庁舎駐車場整理業務委託というのは1,400万円ぐらいですが、随意契約になっていますね。8号というのは、その他の清掃業務だとかいうのは、ほとんど指名競争入札になっていますね。これは、どういう理由ですか。

◎沢田管財課長 本庁舎及び北庁舎駐車場の整理業務につきましては、平成25年度の入札におきまして、まず指名競争入札を試みましたが、13社を指名しまして、競争入札を行いましたけれども、全社、予定価格を超過して1回目は不調となりました。続きまして、2回目の入札を行おうとしましたが、1社を除きまして他社全社が辞退をしたため、規程に基づきまして入札を中止させていただきました。こういった場合、随意契約の取り扱いという規程がございますので、最低価格を入札した業者と見積もり合わせを行いまして、随意契約で契約に至ったものです。

◎金子委員 直接関係ないですけど、高知城管理になるかもわからないですけど、県庁の出入り口の北門ですが、雨が降ると8センチメートルぐらい水がたまりまして、よく見たら側溝は上にあるわけです。低い側溝は土砂で流れて。私は皮靴の中いっぱい水が入りまして、職員はどう通られているかわからないですけど、5メートルぐらい補修して

もらったら、常に通れるんですけど。本当に困った状況になっております。どこが管理しているかわからないですけども、検討をお願いしたいです。

◎**沢田管財課長** 本庁舎の敷地内につきましても、雨のときは下がかなりしるい状態になりますので、その都度対応はしております。外側につきましても、管財課の所管は外れると思いますけれど、所管の課と協議して対応について検討させていただきたいと思います。

◎**土森委員長** ほかにないですか。

(なし)

◎**土森委員長** 質疑を終わります。

以上で、管財課を終わります。これで総務部を終わります。

《警察本部》

◎**土森委員長** 次に、警察本部の平成 25 年度決算を審査します。

初めに、本部長の総括説明を求めます。なお、本部長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

(総括説明)

〈会計課〉

◎**土森委員長** 続きまして、会計課長の説明を求めます。

(執行部の説明)

◎**土森委員長** 質疑を行います。

◎**西内(隆)委員** 2点ほどございまして、1点は、資料4の260ページです。直接決算に関係ないですけども、交通事故で高齢者がたくさん亡くなっている。それで都道府県中でワースト2位となったということで本部長からお話をいただきましたけれども、ふだんから高齢者に対しては、さまざまな形で交通事故等気をつけてくださいと啓発していただいております。そういう意味において、成果といいますか、取り組みの効果がわかりやすい形でデータを出すことも重要でして。例えば、高齢者人口に占める百分率でとったほうが厳密には実態をあらわしているんじゃないかなという気がします。これだったら、事故のうちの42人のうちの31人ですから、構成率ですね。そうではなくて、高知県の高齢者人口のうち31人ですよというものの経年変動をとっていったほうが多分、事業の啓発の成果が見やすいんじゃないかなと、そういう趣旨です。これは私の提案ですので、もし見解があれば、御答弁いただきたい。

それから、もう一点は、先ほど説明いただいた決算審査資料の17ページの日本総合警備保障がとっている振り込め詐欺予防活動委託の件ですけども、具体的にどういう活動をされてらっしゃったのかというのを説明いただければと思います。

◎**浪越交通部長** 昨年度の数字は今手元にないですけども、最初の質問の、高齢者の人口当たり高齢者率も第2位、それと高齢者の人口に占める割合も全国第2位と記憶してお

ります。ことしは、高齢者支援隊等の働きもありまして、現時点では、高齢者率 67.6%の全国第 6 位。それと、高齢者の人口 10 万人当たりの死者数も 9.9 人で、全国第 6 位まで若干持ち直している現状です。

◎上村生活安全部長 振り込め詐欺の株式会社日本総合警備保障が落札した件についてですけれども、振り込め詐欺等警戒隊というものをつくりまして警戒活動をしております。事業は、平成 25 年 6 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間実施しております。警戒の範囲は、高知市内及びその周辺の市町村を中心に県下全域が対象です。予算は 3,207 万円でしたが、事業開始に当たり一般競争入札を実施した結果、落札額は、75.27%に当たる 2,413 万 9,500 円で落札しております。これによって直接的な予防事案というものは報告は上がっておりませんが、ATM 周辺における警戒、呼びかけ、声かけ等により、県民の意識を啓発していること等から成果は上がっておるのではないかと理解しております。なお、6 月からこの 3 月までの 10 カ月間の実施状況は、声かけが 5 万 8,000 件余り、それからチラシの配布が 5 万 2,000 件余りということでした。

◎西内（隆）委員 そしたら、まず 1 点目の高齢者人口に占める事故者数というのは、経年データとしてはとってるといえることですか。

◎浪越交通部長 毎日、全国のデータの位置関係は全部とっております。

◎明神委員 1 点だけ。街頭防犯カメラ等の設置支援事業費ですけれども、補助率はどれぐらいになっていますか。

◎上村生活安全部長 補助率は、街頭カメラが 2 分の 1、それから子ども見守りカメラが 3 分の 2 でありますけれども、街頭カメラにつきましては上限額が決まっております、カメラ 1 台につき上限額 25 万円。それから子ども見守りカメラは 1 台につき上限が 40 万円ということになっております。

◎明神委員 これは各市町村から要望が多いと思いますけれども、要望はどのような状況でしょうか。街頭また子どもの見守り防犯カメラの要望状況ですけれども。

◎上村生活安全部長 要望が多過ぎて足りないというほどではないです。現在もことしの分の予算もまだ余っております。

◎土森委員長 十分あるということですね。

◎上村生活安全部長 はい。まだ。

◎明神委員 わかりました。

◎横山委員 今の関連で、防犯カメラは、犯罪の抑止力とか子供たちの安全通学という形で重要性が増しているんじゃないだろうかと思うんですが、いろいろ人権とかいった問題があったとしても、それによる犯罪の防止というのはかなり役立っていると思うんです。現在まで、防犯カメラとか、子供通学路安全カメラという形で取り組みがされておるわけで、その評価はどうされていますか。

◎上村生活安全部長 細かなものを一々はとっておりませんが、平成 23 年度に設置したベストウェスタンホテル前の 1 カ所 4 台について一度検証した結果がありまして、110 番の受理件数で見たものですが、6 カ月を比較したら、62%も減少しているという状況が出ております。それから、全国的に見まして、カメラというものの効果は物すごく大きいものがありまして、裁判制度も変わってきておりまして、むしろ自供よりかは客観証拠ということになっておりますので、DNA なんかとあわせて、こういうカメラでの証拠保存というものは大きな役割を担っていると思います。

◎横山委員 いろいろな立場とかいろんな考え方の中で、カメラは確かに個人情報すべて映りますので使い方にもよろうと思うんですが、それによってすごい抑止力にもなるし、先ほど申し上げましたように、子供たち、特に女の子の通学路等々については犯罪の抑止という意味で、警察としても、特に地域の皆さん方と協議をしながら、設置について進めていかねばならないという思いを持っているんです。現在のところ、平成 26 年度の予算についてはまだ残があるということで、どういう取り組みをされて徹底されているのか、要望等を聞いているのか、そこらあたりどうされていますか。

◎上村生活安全部長 予算は、警察が独自につけるカメラと、それから先ほど質問がありました補助金の予算と両方ありまして、その両方で進めております。

◎横山委員 特に商店街等が補助事業でつける部分と、それから警察自身が自主的に設置する事業等はあるわけですが、どういう形にしても、要望等については、ぜひ犯罪の抑止になるということで、積極的な対応を望みたいと思います。要望としてお願いしたいと思えます。

それから、大変、警察の皆さん方がいろいろ努力されているおかげで、刑法犯等についても非常に少なくなって検挙率についても全国平均よりも高いということで大変安心をしているわけですが、私が今一番心配しているのは、先ほど話がありましたように、振り込め詐欺、そういう特殊詐欺等が、以前からいろいろ議論されながら、いろいろと行動を起こしながらも減ってないように思うわけですが、その現状認識と、高齢者に対して思い切っただけかなりいろいろなことをやられておることはわかるんです。現実の問題として、そんなに極端に被害者が減っておるとかという形になってないんじゃないだろうかと思いますので、そこらあたりの取り組みについて、再度、担当者のほうからお願いをしたいですが。

◎上村生活安全部長 これまでの取り組みは、ここで挙げさせていただきますと、金融機関等を回りまして、高額引き出し者、200 万円くらいを限度にしているんですけれども、100 万円に落とすと物すごく多くなるということで、例外として、高齢者で特殊な動きのある人は声をかけてくださいとかいう形にはしているんですけれども、声かけとか警察への通報依頼。トラブルがあった場合に、警察が行って上手になだめるとかいう形。それから、コンビニ、宅配、運送業者等に対して、ゆうパック、レターパックとか宅配便のパン

フレットを配るなりして注意喚起をしたり、あと市町村の広報紙へもお願いして出しております。それから、高齢者が集まる病院とか道の駅、商店、スーパー等へのパンフレット。あと、郵便局との協力による、かもメールとか、子供の書いたはがきとか、地域によっては違うんですけど、あわせて広報を交えながら県下に流していただくという形での広報をしております。あと、高齢者宅へ直接販売するヤクルトとか弁当とか、そういう業者に対して啓発のパンフレットを依頼している。あと、民生児童委員への協力依頼。あと、警察が抱えております地域安全推進員とかのボランティア。あと、商業とかスーパーなどでイベントが開催されますので、そういうイベントに合わせての広報啓発とか、独自の取り組みとして、年金の支給日前後を中心にした高齢者への呼びかけとか、自治体の防災無線、これは全部はやってくれないですけども、緊急に発生したということになるとすぐに防災無線で流していただくということ。それから、新聞購読者を対象とした啓発のパンフレットとか折り込み依頼とかですね。今は高知新聞にも特殊詐欺ということで記事のところにマークを出してくれておったりとか、ロト7のところにも、この当選番号は事前にわかるものではありませんという表示をしていただいたりとか、これは継続をしていただいております。あと、地元の地域のケーブルテレビを利用した広報とか、バスでの高齢者への働きかけとか、小学生による祖父母への注意・呼びかけの手紙。あと、金融機関対策で自己宛小切手というのがありまして、これをやると、裏書きとか足跡がつかますので、これを金融機関防犯協議会連合会から支出していただける形になって、それをなるべく発行していくという取り組みもしております。

◎横山委員 高知県ばかりの問題じゃないです。全国的な取り組みをされた中で、だます人がいてだまされる人がいるという状況ですので、高齢者の皆さん方は本当に何十年もかけて一生懸命にためたお金ですので、ぜひ、特殊詐欺等についての防止によるしく願いたいと思います。

◎土森委員長 これは被害額、件数はどうなってますか。

◎上村生活安全部長 現在、きのうまでで、64件、5億4,200万円ということになっております。9月、10月になって、若干落ちついてきております。

◎土森委員長 対前年比と比べてどうですか。

◎上村生活安全部長 対前年比は既に上回っております。全国的にもそういう傾向があります。

◎横山委員 取り組みはすごいされているんですが、それぞれいろんな方がおりますし、高齢者となると、なかなか十分な対応ができませんので、ついついだまされるということになるのかなと思うんです。私のところも市の広報で放送したり、大変取り組みがされているんですが、県下的に、土佐清水市も一緒だと思うけれど、隠れた被害というのも、なきにしもあらずですので、よろしく願いたいと思います。

◎上村生活安全部長 ちなみに、土佐清水市の発生は今のところありません。

◎横山委員 ないことはないですよ。

◎上村生活安全部長 34市町村のうち14市町村で発生がありまして、残り20市町村は発生がないということ。特に多いのが、高知市内と南国市ということ。やっぱり密集しておるところのほうが多いと。それから、高齢者でも痴呆的な人がだまされるんじゃなくして、社会生活を普通にされている方がだまされる傾向が強いということになっております。

◎金子委員 1点だけお願いします。資料3の「防犯運動推進事業費補助金」は毎年定額で150万円なのか。これで十分効果があるのかどうか。これに関連して、資料4の254ページ、「犯罪に対する検挙を徹底する」のところで、検挙件数が2,500件、検挙人員が1,500人と人員が少ないわけですけれども、この辺の御説明と。

それから、少年非行が非常に多いですね。27%余りになっていると思いますけれども、この辺をどういうふうにするのか。先ほど「防犯運動推進事業費補助金」なんかももっと必要であればふやして。また、教育委員会ともいろいろ連携してやっておいでますけれども、依然として少年犯罪率が多いという実態。これの改善等、予算も踏まえて。

それともう一つは、この別冊の資料の随意契約の中で2,900万円を超すのが随意契約になっております。非常に大きい金額ですけれども、特殊な事情があろうかと思いたすけれども、2,934万円余りの随意契約の理由について説明をお願いします。

◎朝倉会計課長 まず補助金の関係でございましてけれども、150万円は例年定額です。

それから、事業の中身を確認しておりますが、一般的なお話ですけれども、2,000万円ですと、原則、競争入札になってまいります。しかしながら、地方自治法で随意契約の内容が決まっております。例えば、性質または目的が競争入札に適しない場合、あるいは緊急の必要により競争入札に付することができない場合、あるいは再度入札に付し、落札者がいないといった場合に随意契約ができることとなっております。御質問の健診の関係の事業は、3つの、検診クリニックとそれから保健協会、こういったものに委託をしておりますけれども、多数の人員を健診していただくところがほかにないという形で随意契約をしてるということのようです。

◎前田刑事部長 委員から、去年の検挙人員が少ないのではないかと御質問をいただきましたが。

◎金子委員 ちょっと質問が悪かったかもわかりませんが、検挙件数が検挙人員を上回っていることについて御説明をお願いしたいですけど。

◎前田刑事部長 それは余罪があるわけです。例えば、窃盗犯人1人を捕まえますと、捕まった事件だけではなしに、実は、これまでも何件もやっていますということです。

◎金子委員 そういことですか。よくわかりました。それから少年の非行率は犯罪が非常に多いということで、これが先ほどの予算の150万円に関連しているかどうかわかりま

せんけれども、関連しているのであれば、この活動費補助金の内容をもう一度吟味していただいて、十分なのか、あるいは非行に向けてもっと補助金をふやすとか、そういう意味で質問させていただいたんですけど、その辺踏まえて。

◎朝倉会計課長 まさに今から平成 27 年度の予算編成になりますので、御指摘の点も踏まえて、補助金についてはまた検討させていただきます。

◎上村生活安全部長 少年の非行の現状ですが、平成 25 年中の非行につきましては、先ほども少しありましたので重複いたしますけれども、前年比よりかは刑法犯少年で言いますと 404 人で、マイナス 161 人と大分下がってきております。そういったことで、平成 25 年中は前年に比べまして、非行率はその前年の 2 位から 5 位に下がりました。けれども、再非行率が、8 位が 1 位になったということで。ただ、全刑法犯に占める検挙・補導人員の割合は、前年のワースト 2 位からワースト 3 位に下がったということで、いずれにしても、高い悪い状態が続いているということです。ちなみに、ことしは 8 月末で言いますと、刑法犯少年 151 人の検挙がありまして、前年同期比でマイナス 105 人とかなり大きく減少しておりますので、こういった数字はもっとよくなるのではないかなと思っております。これも去年の 6 月から「高知家の子ども見守りプラン」ということで、県と一緒に取り組んでいる成果が徐々に出てきたのではないかなと思っております。それで、少年サポートセンターというのが塩見文庫のところにある。あそこにも平成 25 年 4 月に 5 名体制から 11 名体制ということで、県の専任の併任教員を 5 人応援いただいた。それから、ことしはさらに 2 人、知事部局から児童福祉士と児童心理士をいただいております、きめ細やかな活動ができておりますので、よくなるのではないかなと考えております。

◎田村委員 1 つだけ。資料 4 の 259 ページ、高齢者とそれから子供を対象とした交通安全教育ですが、自転車の左側通行が、子供もですが、自分たちのところの施設に帰ってきて、障害者なんかもどちらを歩いていいかちょっとわかりにくいと。左側通行ということをおっしゃるけれども、「あれ、右になったのか左なのかとか、道路が小さかったらどうなるか」ということで、非常に戸惑って、どうしたらいいのかと。懸命に研修会をやらせておるとは思うんですけど、ぜひとも各署でもうちょっと機会をふやしていただいて、交通安全の、特に自転車ですね。そういうルールをぜひ講習していただきたいです。これは保険を掛けるとか掛けないとかいうことなんかも出てきて、皆さんがどうしたらいいのかという話し合いをよくされるんですが、指導はどういう形でされているか。

◎浪越交通部長 子供の自転車の関係につきましては、各警察署が年に 1 回、各学校で交通安全教室を開催するようにしております。ただし、学校によりまして、小学生でありましたら、3 年でやる学校あるいは 5 年でやる学校と若干違うわけですが、各校一巡をするということでは取り組みを行っております。そのほか、セーフティートラフィックニュースという資料を県教育委員会に送りまして、これは毎月 1 回ですが、県教育

委員会が各小学校、中学校に配付をして、全部データで配信しているようではございますけれども、これで学校の授業あるいはホームルームのときに、担任の先生が簡単な交通安全のお話を子供なんかにしてもらえるということで、基本的に自転車の正しい乗り方、先ほど言われていました左側通行といったことも基本に教育をしてもらうように働きかけをしております。そのほか、一番効果が高いと思われているのが、スケアードストレート方式という、スタントマンが実際の事故を再現して、直接、子供たちに危険だという認識を持たせる教育技法ですけれども、毎年、数カ所の学校で行っておりまして、予算もとっていただきまして、今後とも回数をふやしていきたいと考えております。

◎田村委員 大変な労力が要るとは思いますが、中学生、それから高齢者。道路標識がきちっとされておれば、もう少し気がつくことがあると思えますけれども、大きい事故へつながることが多いので、なお徹底したやり方をお願いしたいなと思っております。

◎横山委員 ちょっと要請をしたいのですが、土佐清水市、警察署の再編計画の中で分庁舎になって、特別保安等については問題ないですが、高齢者講習、今の高齢者の皆さん方が免許証の更新に中村に行かないといけません。オートバイについても中村へ行かないといけませんが、結構距離的に遠いんです。そういうことで、高齢者から、ぜひ土佐清水の分庁舎のほうで高齢者の免許証の更新ができないのかという要請がありましたので、こういう機会はめったにありませんので、検討していただけたらうれしいわけですが、そこらあたりはどうでしょうか。

◎浪越交通部長 免許の更新につきましては、土佐清水の分庁舎でも行っているんですけれども、高齢者講習については自動車学校でやっておりますので、中村まで行ってもらわないといけないということになるということです。

◎土森委員長 余り決算に関係ないですからね。

◎横山委員 だから要望という形で話をさせていただいているんです。高齢者からそんな話がありましたので、ぜひそこらあたりも土佐清水分庁舎でできないのか検討していただけたらという要望です。

◎土森委員長 自動車学校を土佐清水につくれという話でしょう。それは無理でしょう。

◎横山委員 検討していただきたいということで要請をしておきますので、よろしく。

◎土森委員長 そのかわり、要望を受けたら土佐清水市に自動車学校をつくらないといけなくなりますよ。

◎浪越交通部長 今、清水自動車学校も閉校になっておりますので、それと中村の自動車学校でしか有資格者がおりませんので、なかなか厳しいかと思えます。

◎横山委員 そういう話がありましたので、直接。

◎浪越交通部長 はい、わかりました。ありがとうございます。

◎土森委員長 ほかになかったら私からですけど、今、大変社会問題になっている危険ド

ラッグの件です。平成 25 年度以前からドラッグの販売店があるのか。ネットで購入している人がいると思いますけれど。平成 25 年度はこういう案件というのはなかったんですか。

◎今城組織犯罪対策参事官 県内では今のところ販売店は確認しておりません。

◎土森委員長 今、この問題が非常に大きく取り上げられて、大変なことになっていますので、なお、販売店があるのかどうなのか。先日、高知県内でもこの案件が出てなかったですか。交通事故が。

◎今城組織犯罪対策参事官 ことしの 4 月に新薬事法ができました。これで単純所持・使用も処罰対象となりましたので、単純所持で 1 名逮捕した 1 号事案がございました。ことしの 7 月です。

◎土森委員長 なお調査して、高知県はこういう事案が出ないように、これは要望しておきたいと思います。

◎塚地委員 本部長が最後に、警察内の非違事案の防止対策を強めなくてはいけないというお話をされまして、ほとんどの職員が一生懸命まじめに仕事をして、幾つかのそういう事案で警察に対する信頼が損なわれてしまうことになるので、そこは本当に細心の注意でそれを減らしていくことが大事だと思うんです。前回の警察学校の事例もありながら、組織の中で風通しもよくして改革していく取り組みはされていると思うんです。ただ内部でいろいろ問題が提起をされたときに、例えばパワーハラスメント問題が出たときにどういう解決方法があるのかということをお教えいただきたいです。こういう特別の部署があるとか、パワーハラスメント対策委員会があるとか、そういうあたりはどうですか。

◎澤田警務部長 パワーハラスメントにつきましては、実際に相談窓口のようなものを設けて、事案に応じて対処するというのと、そのパワーハラスメント自体が実際に非違事案であると認められた場合には、事案に応じた処分を検討することになります。

◎塚地委員 その場合、処分を最終決定するのは、公安委員会が開かれて検討されるものですか。警察組織で決定されるんですか。教育委員会だと、例えば教育委員会が処分案件を検討して決定するようになると思うんですけれど、警察の場合はどの部署が最終的に決定されるか。

◎刈谷首席監察官 基本的に、先ほどの例で言いますと、例えばパワーハラスメントがあって、それが厳格にパワーハラスメントということになった場合に、処分については、懲戒処分というものと、懲戒処分に至らない監督上の措置、本部長注意とかいったものがございます。その分については、警察庁で懲戒処分の基準がある程度ございますので、その部分で懲戒処分に該当する分については、全国と余り差があってもいけませんので、警察庁と調整をしながら監察課のほうで検討して本部長まで上げて決定するということです。その分以外の監督上の措置についても監察課で処分を検討するということです。

◎塚地委員 そしたら、監察課の処分の内容が、公安委員会の会議といいますか、そこに

諮られるということはないということですか。

◎**刈谷首席監察官** 基本的に公安委員会に諮っておりませんが、御報告をしております。

◎**塚地委員** 決定をした後の報告と。

◎**刈谷首席監察官** はい。なお、懲戒処分については懲戒処分委員会というのを部長会メンバーでやって、決定ということです。

◎**塚地委員** そこは事例的に詳しく公安委員会にも報告をされるということですか。

◎**刈谷首席監察官** はい。基本的に具体的な内容まで言って、御報告するようにしております。

◎**塚地委員** わかりました。やはり組織の透明性は一つの信頼のポイントじゃないかなと思うので、風通しをよくして、できる限りのことをオープンにしながら少なくしていくというルートづくりみたいなことがしっかりできていけば、さらに心配されるいろんな案件も減っていくんじゃないかなと思うので、その点聞かせていただきました。また心配することがないように思っております。

◎**土森委員長** それでは、私から最後に、高知県は観光客が400万人を超えました。こうなってくると、当然、安心安全ということが重要になってきます。ここに暴力団等組織犯罪から県民を守るための取り組みの強化ということで、県下にまだ6団体、暴力団がおられますね。そして、暴力団排除条例もつくられ、いよいよ官民一体となって取り組みをしているという状態だと思いますが、その中で、「みかじめ料等縁切り同盟」が本当に重要なことになっていると思います。非常にこの同盟に入っただけの方というのは勇気が要ることだと思います。これに対して活動の支援を行っているという報告があったわけですが、相手が暴力団ですから、それに対してどう立ち向かうか。これは当然のことながら、警察のバックアップが最も重要になってきていまして、当然、今もやってくれています。今なお、この同盟に入っていない地域、市町村というのがあると思いますが。市町村で全体は入っていないでしょう。

◎**今城組織犯罪対策参事官** 「みかじめ料等縁切り同盟」、これ県下に6団体ございます。地域分けをしますと、高知市、四万十市、宿毛市。業態別には、遊戯業、不動産業、建設業と、この3団体、計6団体ございます。特に、会合の場合に、警察本部あるいは暴力追放高知県民センターから講師を派遣して、講演を行ったり、また、あってはいけないことですが、北九州市で起きております暴力団の抗争事件で、一般の方に危害が及ぶことがあっては大変ですので、状況的に危険が予想される場合には、警察官を派遣しまして、保護措置をとるという方針で臨んでおります。

◎**土森委員長** 今、話がありましたように、九州の事件ら報道で見ると、危険な状態です。ああいう状態を見ると、観光客なんか随分減ってくるんじゃないかなと思ひまして聞いて

みましたが、なお、この同盟の活動に対しては強力な支援をしていただきますように要請をしておきたいと思えます。

質疑を終わります。以上で、警察本部を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次回は明日 10 月 29 日に開催し、土木部の決算審査を行います。開会時刻は、午前 10 時といたします。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(17 時 2 分閉会)